

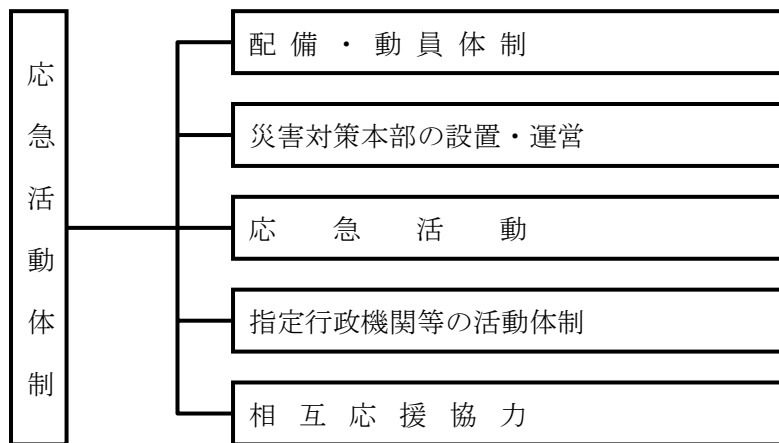
第 3 章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

市は、市内地域に地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、その状況に応じた応急体制を早急に整え、災害に伴う各種の情報収集と対策を行うものとする。

この場合、各防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

□ 対策の体系



第 1 配備・動員体制〔各部〕

1 配備体制

地震災害時の配備体制及び配備基準は、次のとおりとする。

配備体制		地震発生時の配備基準
事前調整会議体制		原則として、本市に震度4の地震が発生し、災害の発生が予測される場合
警戒体制	第1配備	原則として、本市に震度5弱の地震が発生し、災害の発生が予測される場合
	第2配備	上記地震による災害が発生した場合、又は東海地震の判定会が招集された旨の通報を受けた場合
非常体制	第1配備	原則として、本市に震度5強の地震が発生し、災害の発生が予測される場合、又は東海地震の警戒宣言の発令がされた旨の通報を受けた場合
	第2配備	原則として、本市に震度6弱以上の地震が発生した場合

2 動員体制

地震災害における職員の動員は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間内の職員の動員体制

勤務時間内における職員の動員は、庶務班が庁内放送をし、各部の動員は部長が行う。

(2) 休日・夜間等の職員の動員体制

休日・夜間等における職員の動員は、原則として自主参集とする。

ア 本市の震度が4～5強以下の場合

地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。

イ 本市の震度が6以上の場合

全職員が大規模震災時の動員体制により、各自決められた担当部署に自主参集する。

3 職員の非常心得

災害対策本部の職員の心得るべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 職員はあらかじめ定められた配備基準、動員体制、参集場所及び分掌事務を十分習熟しておくこと。
- (2) 非常の際、直ちに参集できるよう常に所在を明らかにしておき、夜間・休日等であっても災害の発生を知った場合又は災害の発生の恐れがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- (3) 各部の部長及び班長は、常に職員動員名簿を整理し、動員の指示があったときは、いつでも動員に応じられるように体制を整えておくこと。
- (4) 各部の部長及び班長は、災害時に実施する業務について、平素から各部・各班においてマニュアルの作成や災害時業務説明会を実施するなどして、周知を図っておくこと。
- (5) 災害のため、緊急に参集する際の服装は、防災服又は作業服など活動に適したものとし、食糧その他活動に必要なものを携行すること。
- (6) 参集途上において、可能な限り周囲の被害状況及び災害の情報の把握に努め、その状況を所属の班長に報告すること。
- (7) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をはらい、自発的かつ速やかな行動を心掛けること。

□ 各部・各班別動員体制（1／3）

（ ）は職員定数 平成19年4月1日現在

部	班	事前 調整会議	警戒体制		非常体制	
			第一配備	第二配備	第一配備	第二配備
			30～50人体制 参集者(人数)	100～150人体制 参集者(人数)	300人体制 参集者(人数)	
企画部 (51)	部長			◎	◎	全職員
	次長職			◎	◎	
	秘書班					
	広報班	◎	◎ 1			
	企画班			15	30	
	財政会計班					
	人事班	◎	◎ 1			
総務部 (85)	部長			◎	◎	全職員
	次長職			◎	◎	
	庶務班					
	物資調達班			15	30	
	調査班					
	協力班					
環境経済部 (65)	部長			◎	◎	全職員
	次長職			◎	◎	
	環境班					
	清掃班					
	農政班			15	30	
	商工班					
	公園班					
	協力第1班					
市民部 (95)	部長	◎	◎ 1	◎	◎	全職員
	次長職	◎	◎ 1	◎	◎	
	総括班	◎	◎ 10			
	市民班					
	市民生活班			20	40	
	保険年金班					
	協力班					
福祉部 (188)	部長			◎	◎	全職員
	次長職			◎	◎	
	救護班					
	児童福祉班			15	30	
	高齢者福祉班					
	障害福祉班					
健康福祉センター (46)	所長			◎	◎	全職員
	次長職			◎	◎	
	健康医療班			5	10	

□ 各部・各班別動員体制（2／3）

部	班	事前 調整会議	警戒体制		非常体制	
			第一配備	第二配備	第一配備	第二配備
			30～50人体制 参集者(人数)	100～150人体制 参集者(人数)	300人体制 参集者(人数)	
建設部 (85)	部長	◎	◎ 1	◎	◎	全職員
	次長職	◎	◎ 1	◎	◎	
	公共施設班			20	40	
	土木班		◎ 25			
	道路班		◎			
	住宅班					
	建築班					
下水道班						
区画整備部 (40)	部長			◎	◎	全職員
	次長職			◎	◎	
	区画整理班			10	20	
	協力班					
水道部 (39)	部長			◎	◎	全職員
	次長職			◎	◎	
	庶務班			10	20	
	給水班					
	施設班					
消防 (156)	消防長	◎	◎	◎	◎	全職員
	次長職	◎	◎	◎	◎	
	庶務班		◎	◎消防の基 準による	◎消防の基 準による	
	予防班		◎ 10			
	警防班	◎	◎			
	消防班		当務			
消防団 (303)	団長			◎	◎	全団員
	副団長			◎	◎	
	消防団		災害状況により召集、出動			
教育総務部 (95)	部長			◎	◎	全職員
	次長職			◎	◎	
	庶務班			10	20	
	学校教育班					
	給食班					
生涯学習部 (92)	部長			◎	◎	全職員
	次長職			◎	◎	
	生涯学習班			10	20	
	体育施設班					
	協力班					

□ 各部・各班別動員体制（3／3）

部	班	事前 調整会議	警戒体制		非常体制	
			第一配備	第二配備	第一配備	第二配備
			30～50 人体制 参集者(人数)	100～150 人体制 参集者(人数)	300 人体制 参集者(人数)	
議会事務局 (9)	局長			◎	◎	全職員
	議会班 (9)			2	5	
初動緊急救助班	1 班～ 1 2 班		3～6班編成 (12～24)	6 班編成 (24)	12 班編成 (60)	全 員
本部情報担当官				全員	全員	全員
地区防災員 現場本部員 地区情報員 避難所対応員等			災害状況により召集、指示			

※ 警戒体制第 1 配備の組織体制は、◎印のある班で、各部長が認める人数とする

4 大規模災害時の動員体制

激甚的災害が発生した場合の動員体制は、次のとおりとする。

(1) 災害対策本部

ア 災害対策本部員（市長、副市長、教育長、部長、消防長、消防団長）

災害対策本部長の命を受けた部長等で、大規模災害時等に自主的に本部（市庁舎）に参集し、災害情報、被害状況等を分析し、災害対策本部体制を整える。

イ 指名本部員（次長、参事、課長等）

次長、参事の職にある者及び本部長から指定された課長等（広報広聴課長、職員課長、防災防犯課長）で、本部参集を原則とし、本部長等の指示により各種対策を検討する。

ウ 本部情報担当官（近隣指名職員等）

本部（市庁舎）近隣（半径500メートル、徒歩15分以内基本）在住職員及び災害対策本部設置・運営に必要な技能・知識を有する職員等で、本部設置及び各現場本部等からの被害状況等を収集し、本部審議への情報提供を行う。

エ 各部・各班（初期から）

災害対策本部の設置初期の段階から担当業務を遂行する。

オ 班長・班員（全職員）

災害対策本部が設置され、部が置かれた時、実働員として各部長の指示の下、担当業務を遂行する。

(2) 各現場本部

ア 現場本部長（支所長等）

災害発生時にはそれぞれの担当現場本部（各支所等）に駆けつけて現場本部を設置し、地区情報員の情報を収集整理し、災害対策本部へ情報伝達に努める。

また、各自主防災会からの支援要請について状況を判断し、応援要員を配置する。

イ 現場本部員（支所職員及び指名職員）

現場本部の設営及び現場本部長の指示により、災害対策本部へ地区被害状況等を伝達するとともに、参集員の確認と各自主防災会からの支援要請等を整理し、現場本部長に報告する。

ウ 地区防災員（自主防災会担当兼災害調査員）

災害発生時には、担当する自主防災会に駆けつけ、自主防災会の初期災害対策活動を会長指示の下に補助するとともに、会長等から初期被害状況を収集し、現場本部へ報告する。

なお、平素から担当の自主防災会と連携を密にし、行政としての助言、指導等を行い災害予防の向上を図る。

また、必要に応じて担当区域内の災害調査に従事する。

エ 地区情報員（兼災害調査員）

担当地区（自治会等）内の被害状況を早期に把握し、現場本部へ速報する。また、必要に応じ担当調査区域内の自主防災会を補助するとともに、災害調査に従事する。

オ 避難所対応員（指名職員）

災害発生時に担当施設（指定避難場所）に駆けつけ、施設の状況等を把握し、現場本部へ報告するとともに、現場本部長の指示を受け開設に備える。

カ 救護所対応員（指名職員）

救護所（健康福祉センター、全公立保育所及びあずま幼稚園、児童センター）を開設するとともに、医師の指示を受け、負傷者等の対応にあたる。

キ 初動緊急救助班（指名職員）

各部・各班（初動活動要員）の役割の他、災害防止や被害拡大防止のための活動等や軽微な災害対応などの支援、応急活動等を行う。

第2 災害対策本部の設置・運営〔市民部〕

1 災害対策本部の設置

市長は、本市域で地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、本計画及び入間市災害対策本部条例に基づき、入間市災害対策本部を設置する。

(1) 本部設置の基準

- ア 本市の震度が震度5強以上の地震が発生した場合
- イ 市の地域に相当規模以上の災害が発生した場合
- ウ 東海地震の警戒宣言が発令された旨の通報を付けた場合
- エ その他市長が必要と認めた場合

(2) 本部設置場所

本部の設置場所は、入間市役所本庁舎内とし、正面玄関に「入間市災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

(3) 実施の責任者

災害対策本部長は市長とし、市長が不在の場合は次の順位による。

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位
副 市 長	市 民 部 長	市 民 部 次 長	防 災 防 犯 課 長

(4) 本部閉鎖の基準

災害の拡大する恐れが解消し、かつ災害に対する応急対策及び応急復旧が概ね完了したと認めたとときに閉鎖するものとする。

(5) 本部設置及び閉鎖等の通知

本部の閉鎖及び配備体制の決定、解除が行われた場合には、市民部（総括班）は、直ちにこの旨を庁内放送するとともに、関係機関に対し電話その他の方法により通知するものとする。

ア 県災害対策本部所沢支部長（西部地域振興センター所長）

イ 狭山警察署長

ウ その他必要と認める機関の長

『資料 1 2 入間市災害対策本部条例』参照

2 現場本部の設置

災害予防及び災害応急対策の効果的実施を図るため、必要に応じ各支所及び豊岡地区については、市庁舎内及び防災センター（黒須出張所含む。）に現場本部を設置することができる。

(1) 設置基準

ア 原則として震度 5 強以上の地震による揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予測され市民の生命、身体及び財産の保護を必要とするとき。

イ 本部長が必要と認めたとき

なお、本部長は、災害の発生が局地的である場合で、かつ一部の地域において現場本部の活動の必要性が認められないとき、又は活動の必要がなくなると認められるときは、当該現場本部の業務を開始させないこと、又は業務を中止させることができるものとする。

(2) 閉鎖基準

ア 当該区域の応急活動が完了したと認められるとき

イ 本部長が必要ないと認めたとき

(3) 設置場所及び担当区域

現場本部名	設置場所	電話
豊岡	豊岡1-16-1 自治文化課内又は防災センター内	2964-1111
東金子	大字小谷田77-3 東金子支所内	2964-0111
金子	大字寺竹535-1 金子支所内	2936-0111
宮寺	宮寺2405-1 宮寺支所内	2934-2002
藤沢	大字下藤沢846-1 藤沢支所内	2964-1278
西武	大字野田469 西武支所内	2932-1171

(4) 現場本部の事務の所掌

現場本部における事務の所掌は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害地における災害情報の収集
- イ 災害地における関係機関との連絡調整
- ウ 担当区域内の自主防災会、自主防災連絡会及びその他の団体との連携による応急対策（
本部長からあらかじめ指示されたもの）の実施
- エ 本部への災害情報及び応急対策の実施状況の連絡
- オ 区域内指定避難場所との連絡調整
- カ その他現場本部の役割を果たすために必要な事務

3 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

本部長は、本部に災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、次のとおり本部会議を置く。

ア 構成等

- (ア) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
- (イ) 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- (ウ) 副本部長は、本部長を補佐する。
- (エ) 本部会議の決定事項は、本部長の命令として本部員の各部長から速やかに全職員に周知する。

イ 本部会議の所掌事務

- (ア) 本部の非常配備体制に関すること。
- (イ) 避難勧告又は指示に関すること。
- (ウ) 国、県、他市町村及び公共機関等に対する応援要請に関すること。
- (エ) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- (オ) 災害救助法の適用申請に関すること。
- (カ) 埼玉県災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (キ) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (ク) その他重要な災害対策に関すること。

(2) 部の組織及び分掌事務

本部の各部における班構成及び分掌事務は、次表に示すとおりである。ただし、本部長及び各部長は部班を弾力的に運用できるものとする。

ア 本部長は、必要があると認めるときは、新たに部班を編成することができる。

イ 本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、部内の班を配置換えすることができる。

ウ 各部班の所掌事務における市民対応については、各部班で行うものとする。

□各部・各班任務分担(1/10)

部名	部長 副部長	班名	班長 副班長	主な任務分担
企画部	企画部長 企画部次長 参事	秘書班	秘書課長	1 本部長の秘書に関する事 2 災害の見舞い等に対する応接に関する事
		広報班	広報広聴課長	1災害情報の広報に関する事 2災害写真の撮影、災害記録等に関する事 3防災行政無線の運用に関する事 4インターネットによる情報発信に関する事 5報道関係機関との連絡調整に関する事
		企画班	企画課長	1国会・政府機関への要望等に関する事 2自衛隊との連絡調整に関する事 3ボランティアの受入れ及び対応に関する事 4各協力班との連絡調整に関する事 5部内職員の配置調整及び部内の連絡調整に関する事
		財政会計班	財政課長 会計課長	1災害予算の編成及び資金調達に関する事 2災害予算の執行及び管理に関する事 3災害における出納に関する事 4義援金の配分に関する事 5各種物品調達に関する事 6国・県との連絡調整に関する事
		人事班	職員課長	1 職員の動員に関する事 2 職員の非常招集・解除に関する事 3 動員職員の勤務に関する事 4 動員職員の給与、食糧に関する事 5 職員の公務災害に関する事 6 職員の配置状況の把握及び調整の総括に関する事 7 職員の被災状況の把握及び安否に関する事 8 派遣職員、被派遣職員の扱いに関する事

□各部・各班任務分担(2/10)

部名	部長 副部長	班名	班長 副班長	主な任務分担
総務部	総務部長 総務部次長 参事	庶務班	庶務課長	1 来庁者の避難誘導に関すること 2 庁舎出火防止及び初期消火活動に関すること 3 庁舎内の負傷者の応急救護に関すること 4 部内職員の配置調整及び部内の連絡調整に関すること
		物資調達班	管財課長	1 市有財産の管理及び損害保険に関すること 2 食糧の調達に関すること 3 生活必需品等の調達に関すること 4 設備資材等の調達に関すること 5 車両の確保及び輸送に関すること
		調査班	市民税課長 資産税課長	1 家屋等の被害調査に関すること 2 人的被害の調査に関すること 3 被災者名簿の作成に関すること 4 市税の減免措置に関すること
		協力班	情報システム課長 収税課長	1 本部各班の応援に関すること 2 電子計算組織の復旧及び確保に関すること

□各部・各班任務分担(3/10)

部名	部長 副部長	班名	班長 副班長	主な任務分担
環境経済部	環境経済部長 環境経済部次長 参事	環境班	環境課長	1 公害防止に関すること 2 防疫に関すること 3 部内職員の配置調整及び部内の連絡調整に関すること
		清掃班	総合クリーンセンター所長	1 被災地の清掃に関すること 2 仮ごみ集積所の指定に関すること 3 被災地のし尿処理に関すること 4 清掃関係業者等との連絡調整に関すること
		農政班	農政課長	1 農業被害状況調査に関すること 2 農業被害関係諸証明書の発行に関すること 3 農業資金の融資に関すること 4 農業関係の応急救済に関すること 5 農畜産関係資材の斡旋供給に関すること 6 指定避難場所(農村環境改善センター)の開設、運営に関すること
		商工班	商工課長	1 商店、工場、事業所等の被害状況調査に関すること 2 商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること 3 商工会及び関係組合等との連絡調整に関すること 4 中小企業に対する金融措置及び相談に関すること
		公園班	みどりの課長	1 公園等施設の応急修理に関すること 2 指定避難場所(公園)の開設、運営に関すること 3 建設部の応援に関すること
		協力班	農業委員会事務局長	1 本部各班の応援に関すること

□各部・各班任務分担(4/10)

部名	部長 副部長	班名	班長 副班長	主な任務分担
市民部	市民部長 市民部次長 参事	総括班	防災防犯課長 (防災防犯課、 自治文化課)	1本部の設置及び閉鎖に関する事 2本部の事務局に関する事 3本部会議に関する事 4本部の運営に関する事 5各部各班との連絡調整に関する事 6地震、気象情報の収集及び伝達に関する事 7自衛隊の災害派遣要請に関する事 8防災関係機関に対する協力及び応援要請に関する事 9災害救助法の適用基準に関する事 10部内職員の配置調整及び部内の連絡調整に関する事 11現場本部との連絡調整に関する事
		市民班	市民課長	1り災証明書の発行に関する事 2諸証明書の発行に関する事 3死体収容場所の確保に関する事 4死体の運搬及び収容の手配に関する事 5埋火葬に関する事 6その他窓口対応に関する事
		市民生活班	市民生活課長	1被災地の交通対策に関する事 2生活必需品等物資買い占め及び売り惜しみ防止に関する事 3警察(交通)との連絡調整に関する事 4交通関係団体との連絡調整に関する事 5災害に対する苦情の処理等広聴に関する事
		保険年金班	保険年金課長	1身元不明者等の把握に関する事 2住所等の照会に関する事 3被災外国人に関する事 4保険税の減免措置に関する事
		協力班	選挙管理委員会 事務局長 監査委員会事務 局長	1本部各班の応援に関する事

□各部・各班任務分担(5/10)

部名	部長 副部長	班名	班長 副班長	主な任務分担
福祉部	福祉部長 福祉部次長 参事	救護班	生活福祉課長	1 避難場所における被災者の保護に関する事 2 義援金品の受領に関する事 3 日赤及び市社会福祉協議会等との連絡調整に関する事 4 諸物資の配給に関する事 5 災害救助法に基づく救助に関する事 6 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事 7 福祉部内の連絡調整に関する事
		児童福祉班	児童福祉課長	1 入所児童の安全管理に関する事 2 災害時要援護者(児童)の生存確認に関する事 3 救護所の開設、運営に関する事 4 災害遺児の援護に関する事 5 社会福祉施設の被害調査に関する事 6 臨時保育所の開設に関する事
		高齢者福祉班	高齢者福祉課長	1 被災者(高齢者)の相談に関する事 2 災害時要援護者(高齢者)の生存確認に関する事 3 救護班の協力に関する事
		障害福祉班	障害福祉課長	1 被災者(障害者)の相談に関する事 2 災害時要援護者(障害者)の生存確認に関する事 3 救護班の協力に関する事
健康福祉センター	健康福祉センター所長 健康福祉センター次長 参事	健康医療班	健康管理課長 親子支援課長 健康福祉課長	1 救護所の開設、運営に関する事 2 保健衛生に関する事 3 感染症に関する事 4 傷病者に対する医療に関する事 5 医療救護及びその事務処理に関する事 6 医療品及び衛生材料の確保に関する事 7 医療機関及び医師会、保健所等の関係機関との連絡調整に関する事

□各部・各班任務分担(6/10)

部名	部長 副部長	班名	班長 副班長	主な任務分担
建設部	建設部長 建設部次長	公共施設班	都市計画課長	1 公共施設の被害状況調査に関する事 2 公共施設の応急復旧に関する事 3 災害後の復興都市計画に関する事 4 部内職員の配置調整及び部内の連絡調整に関する事
		土木班	道路管理課長	1道路、河川、橋梁等の危険予防及び応急復旧に関する事 2応急復旧建設資材の確保に関する事 3災害対策の労働力の確保に関する事 4土木事務所等関係機関との連絡調整に関する事
		道路班	道路整備課長	1土木関係の被害状況調査に関する事 2交通障害物の除去及び交通規制等に関する事 3仮設道路等応急交通対策に関する事
		住宅班	営繕課長	1 応急仮設住宅に関する事 2 公営住宅の応急修理に関する事 3 応急仮設住宅の入居者選考に関する事
		建築班	建築指導課長 検査課長	1被災建物の危険度判定に関する事 2危険度判定士の確保に関する事 3民間住宅の被害復旧等の相談に関する事
		下水道班	下水道課長	1下水道の被害状況調査に関する事 2応急復旧下水道建設資材の確保に関する事 3仮設トイレの設置及び配付に関する事 4下水道応急復旧工事に関する事 5関係業者との連絡調整に関する事 6本部各班の応援に関する事

□各部・各班任務分担(7/10)

部名	部長 副部長	班名	班長 副班長	主な任務分担
区画整理部	区画整理部長 区画整理部次長 参事	区画整理班	区画整理課長	1土地区画整理事業の災害対策に関する事 2公共土木施設の災害対策に関する事 3部内職員の配置調整及び部内の連絡調整に関する事
		協力班	武蔵藤沢駅周辺 土地区画整理事務所長 入間市駅北口土地区画整理事務所長 扇台土地区画整理事務所長 狭山台土地区画整理事務所長	1区画整理地内の災害防御に関する事 2本部各班の応援に関する事 3水道部の応援に関する事
水道部	水道部長 水道部次長 参事	庶務班	水道経営課長	1災害情報の収集に関する事 2応急復旧水道資材、物品の調達に関する事 3応援団体の受入れ及び調整に関する事 4飲料水等運搬車両の確保に関する事 5応急給水の広報に関する事 6水道関係団体との連絡調整に関する事 7部内職員の配置調整及び部内の連絡調整に関する事
		給水班	工務課長	1応急給水に関する事 2応急給水体制の総括指揮に関する事 3災害用ろ過機に関する事
		施設班	施設課長	1水道施設の被害状況調査に関する事 2塩素設備等の安全確保に関する事 3貯留水の確保に関する事 4水道施設の応急復旧に関する事

□各部・各班任務分担(8/10)

部名	部長 副部長	班名	班長 副班長	主な任務分担
消防本部	消防長 消防本部次長	庶務班	消防総務課長	1被害状況調査及び報告に関する事 2消防職員、消防団員の招集に関する事 3消防資材の確保に関する事 4消防部内及び関係団体との連絡調整に関する事
		予防班	予防課長	1災害予防の広報に関する事 2消防部所管の被害状況調査及び記録収集に関する事 3危険物、ガス関係団体との連絡調整に関する事 4防災証明書の発行に関する事
		警防班	警防課長	1防災活動の企画に関する事 2復旧活動の指導及び命令の伝達に関する事 3各種情報の収集及び伝達に関する事 4二次災害防止に関する事 5応援隊の運用に関する事 6消防通信の運用、統制に関する事 7気象情報の収集及び各種警報の発令に関する事 8防災用資材の備蓄に関する事 9救急出動証明書の発行に関する事
		消防班	消防署長	1災害の警戒及び防災活動に関する事 2人命救助、救急活動に関する事 3警戒区域の設定及び避難勧告に関する事 4避難命令の伝達及び避難誘導に関する事 5消防水利及び消防車両等の進入路の確保に関する事
	消防団長	消防団	消防団副団長	1災害の警戒及び防災活動に関する事 2人命救助、救急活動に関する事 3警戒区域の設定及び避難勧告に関する事 4避難命令の伝達及び避難誘導に関する事 5消防水利及び消防車両等の進入路の確保に関する事

□各部・各班任務分担(9/10)

部名	部長 副部長	班名	班長 副班長	主な任務分担
教育総務部	教育総務部長 教育総務部次長 参事	庶務班	総務課長	1学校教育施設の被害状況調査に関すること 2学校教育施設の応急復旧に関すること 3部内職員の配置調整及び部内の連絡調整に関すること
		学校教育班	学校教育課長	1指定避難場所(学校)の開設、運営に関すること 2被災児童生徒に関すること 3応急教育の指導に関すること 4児童生徒の避難に関すること 5学童疎開に関すること 6県教育委員会等との連絡調整に関すること 7教職員との連携に関すること
		給食班	学校給食課長	1施設の被害状況把握に関すること 2応急給食及び炊き出しに関すること
生涯学習部	生涯学習部長 生涯学習部次長 参事	生涯学習班	生涯学習課長 博物館副館長 中央公民館長	1社会教育施設の被害状況調査に関すること 2指定避難場所(公民館)の開設、運営に関すること 3文化財の保護及び被害状況調査に関すること 4生活必需品の備蓄(博物館)に関すること 5部内職員の配置調整及び部内の連絡調整に関すること
		体育班	体育課長	1体育施設の被害状況調査に関すること 2指定避難場所(武道館)の開設、運営に関すること 3災害ヘリポートの確保に関すること 4救援物資の一時保管に関すること
		協力班	図書館長	1本部各班の応援に関すること

□各部・各班任務分担(10/10)

部名	部長 副部長	班名	班長 副班長	主な任務分担
議会事務局	議会事務局長 参事	議会班	議会事務局次 長	1市議会議員との連絡及び局内の連絡調整に 関すること 2情報の収集及び連絡に関すること 3災害に関する市議会の会議に関すること

第3 応急活動〔各部〕

1 職員の初動活動

(1) 地震発生直後の本庁等の緊急措置

地震直後の緊急措置として、次の措置を講じる。

ア 勤務時間内

(ア) 市庁舎、各施設の被害状況の把握と初期消火

市庁舎及び各施設の被害状況を把握し、管理者へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。

(イ) 来庁者の安全確保と避難誘導

市庁舎及び各施設への市民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損等により避難が必要と判断される場合には、安全な場所へ避難誘導する。

(ウ) 市庁舎及び各施設の被害発生に伴う緊急防護措置

被害の程度に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立ち入り規制等の緊急防護措置を実施する。

(エ) 非常用自家発電施設や通信施設の機能確保

市庁舎及び各施設管理者は、非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保する。

(2) 地震情報の収集

地震発生直後、埼玉県防災行政無線、埼玉県衛星通信ネットワーク、埼玉県防災情報システム、テレビ、ラジオ等から地震情報を収集する。

(3) 災害対策本部の設置

市長は、本市域で地震が発生し、又は発生する恐れがある場合、本計画及び入間市災害対策本部条例に基づき、その必要を認めたときに、入間市災害対策本部を設置する。

(4) 避難所の開設

避難所対応員は、避難所の開設、救護、避難所隣接の災害状況の把握及び災害対策本部への報告並びに市民への情報伝達を実施する。

(5) 初動期災害情報の収集

警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、建築物被害、人的被害、火災発生状況など、各部が初動対応に必要な情報、自衛隊災害派遣要請や広域要請の判断に必要な情報を収集する。

(6) 自衛隊災害派遣の要請

市長は、初動期の災害情報から、自衛隊の災害派遣が必要であると判断した場合、速やかに埼玉県知事へ自衛隊の派遣を要請する。また、埼玉県知事に要請することができない場合は、その旨と災害の状況を自衛隊に通知する。

(7) 市長は、初動期の災害情報から必要と認めた場合は、速やかに埼玉県に応援を要請するとともに、相互応援協定を締結している市町村に応援を要請する。

2 応急対策の流れ

地震災害時における応急対策活動は、組織の確立、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火などの発災後直ちに必要となる対策と、避難者の収容、給水、給食などの被害状況に応じて発災後ある程度の時間を経て必要となる対策に大きく分けられる。

しかし、それぞれの応急対策は同時並行的に、また時間の経過と共に刻々と変化するものであり、時系列的に整理することにより活動の流れを明確にする必要がある。

このため、本市が実施すべき主な応急対策活動の時間的な流れを次に示す。

(1) 地震発生から24時間

発災より数時間は、職員の動員、地震情報及びおよその被害状況の情報収集活動は消火活動、救助活動、避難活動等の被害の軽減措置が中心となる。

その後、災害対策本部の設置により、災害対策の方針が決定され、組織的なより詳細な情報収集活動が行われ、避難所の開設、給水活動等の一部の応急活動が展開される。

(2) 地震発生から2～3日目位

避難所を中心として給水、食糧、物資の供給等の避難者への対応と各施設の応急復旧対策の実施等、本格的に応急活動が展開される時期である。

(3) 地震発生から4日～1週間位

ひきつづき、応急活動が展開され、交替要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる。

さらに市民からの各種相談、要望等が寄せられ、市民への支援活動がより必要となる時期である。

『資料13 時系列からみた応急対策の流れ』参照

3 応急活動の留意点

(1) 災害対策本部の弾力的運営

大規模地震災害時は、多岐にわたる応急対策を同時並行的に実施することが要求される。

また一方、職員自身も被災者となり、参集不能となりうる事態も予想される。

このことから、災害の状況によっては、事務分担に必ずしもこだわらず、緊急性の高い応急対策から優先的に要員を投入するなど、全体的視野から弾力的に要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実行する。

(2) 災害救助法適用の要請

市長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査から、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、速やかに埼玉県知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策の万全を期する必要がある。

このため、市民部及び福祉部は緊密な連携を図り、手続き等に関して迅速に対応する。

(3) 災害対策要員の健康管理

大規模地震災害時は、災害対策が長期化することから、災害対策要員のローテーション等により職員の健康管理に留意する。

第4 指定行政機関等の活動体制〔指定行政機関等〕

1 総合防災体制の整備

市の区域内の公共団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、市内の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市の実施する応急対策が的確、かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 活動体制の整備

(1) 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上必要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

(2) 職員の派遣

市災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第5 相互応援協力〔企画部、市民部〕

災害時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

1 他市町村への応援要請

市長は、市の地域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定に関し、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

2 県への応援又は応援あつせんの要請

市は、知事又は指定地方機関等に応援又は応援のあつせんに求める場合は、県に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

また、自衛隊への派遣要請については、事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接航空自衛隊中部航空方面隊（航空自衛隊入間基地）に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

要 請 の 内 容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請のあつせんに求める場合	第3章第2節 自衛隊災害派遣参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は他都県の職員の派遣のあつせんに求める場合	1 派遣の斡旋を求める理由 2 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第30条 地方自治法 第252条の17
NHKさいたま放送局、 （株）テレビ埼玉及びエフエムナックファイブに放送要請のあつせんに求める場合	県地域防災計画資料編3-4-3 「災害時における放送要請に関する協定」 県地域防災計画資料編3-4-4 「災害時における放送要請に関する協定」実施要領参照	災対法第57条

3 経費の負担

(1) 国又は他都県、他市町村から県又は市に職員派遣を受けた場合

国から県及び市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。

(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 指定公共機関等からの協力を受けた場合

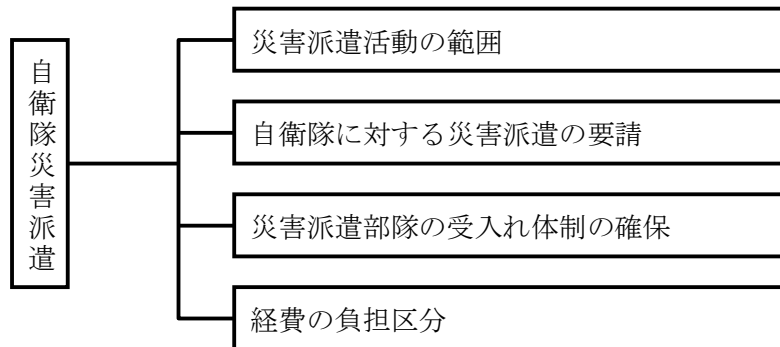
指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、事前に相互に協議して定めた方法に従うこととする。

第2節 自衛隊災害派遣

災害の規模が大きく、自力での応急活動が十分に行えず、被害拡大の恐れのある場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

自衛隊は要請に基づき、部隊の派遣等適切な措置をとる。

□ 対策の体系



第1 災害派遣活動の範囲及び派遣の判断〔企画部、市民部〕

1 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のために必要があり、かつその実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織がない場合とし、おおむね次による。

(1) 被害状況の範囲

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

(2) 避難の救助

避難者の誘導、輸送等

(3) 避難者の捜索、救助

死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援活動等に優先して実施する。）

(4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬

(5) 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

(6) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、人命財産の保護に影響があると考えられる場合）

(7) 診察、防疫、病虫害駆除等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市町村準備）

(8) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援

(9) 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

(10) 炊飯及び給水支援

緊急を要し他に適当な手段がない場合

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年1月総理府令1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）

(12) 交通規制の支援

自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。

(13) 危険物の保安及び除去

火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(14) 予防派遣

風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

(15) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 自衛隊に対する災害派遣の要請〔企画部、市民部〕

1 市から県に対する災害派遣要請の依頼

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請は、原則として市長とする。

(2) 市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないとき

は、県防災行政無線、埼玉県防災情報システム、電話等により県消防防災課に依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求できない場合は、直接最寄り部隊である中部航空方面隊（航空自衛隊入間基地）に通報し、航空自衛隊の判断により部隊の派遣を待つ。その後所定の手続きを速やかに行うものとする。

ア 提出（連絡先） 県危機管理防災部危機管理課

イ 提出部数 3部

ウ 記載事項

（ア） 災害の状況及び派遣を要請する理由

（イ） 派遣を希望する期間

（ウ） 派遣を希望する区域及び活動内容

（エ） その他、参考となるべき事項

【様式1】自衛隊災害派遣要請書

第3 災害派遣部隊の受入れ体制の確保〔企画部、市民部〕

1 市（消防本部含む）、県、警察等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

3 作業計画及び資材等の準備

知事及び市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のあ
る計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、
かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

(1) 作業箇所及び作業内容

(2) 作業の優先順位

(3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

なお、災害の状況の通知方法、派遣受入れの連絡調整等については、定期的に協議を行うものとする。

【災害時連絡先】

部隊名 (基地名、所在地)	連絡先責任者		電話番号
	時間内	時間外	
航空自衛隊 中部航空方面隊司令部 (入間基地・狭山市)	運用第2班長	司令部当直幕僚	TEL 04 - 2953 - 6131 FAX 04 - 2953 - 2269 内線 2 2 3 3 時間外 内線 2 2 0 4
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (さいたま市)	第3科長	部隊当直司令	TEL 048 - 663 - 4241～5

5 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) ヘリコプター発着場
2方向に障害物がない広場

第4 経費の負担区分〔企画部、市民部〕

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

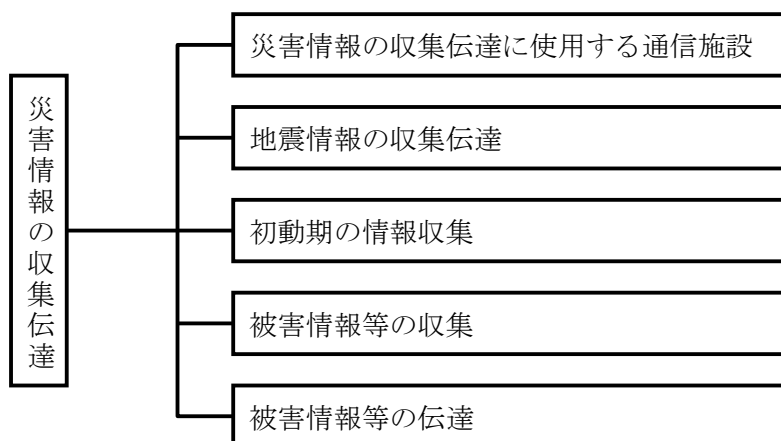
- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿舎及び救援活動に伴う光熱水費、電話料金等

- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

第3節 災害情報の収集伝達

市の防災関係機関は、地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図るとともに、迅速かつ的確に災害情報の収集、伝達に努める。

□ 対策の体系



第1 災害情報の収集伝達に使用する通信施設〔市民部、各部〕

市の防災関係機関は、地震により有線が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合には、以下により災害情報の収集伝達を行う。

1 防災行政無線

当該地域内における災害情報の通信には、「ぼうさいのま（466.6375MHz）」を用いる。県との災害情報の通信には県防災行政無線、県防災情報システムを用いる。

2 非常通信

市の防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

3 応急復旧用・孤立防止用無線電話

市の防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、東日本電信電話（株）が設置する災害応急用無線電話又は孤立防止用無線電話等を利用することができる。

4 その他の通信連絡手段

(1) インターネット

インターネットのホームページを開設することにより、市民からの情報収集と情報の伝達を行う。

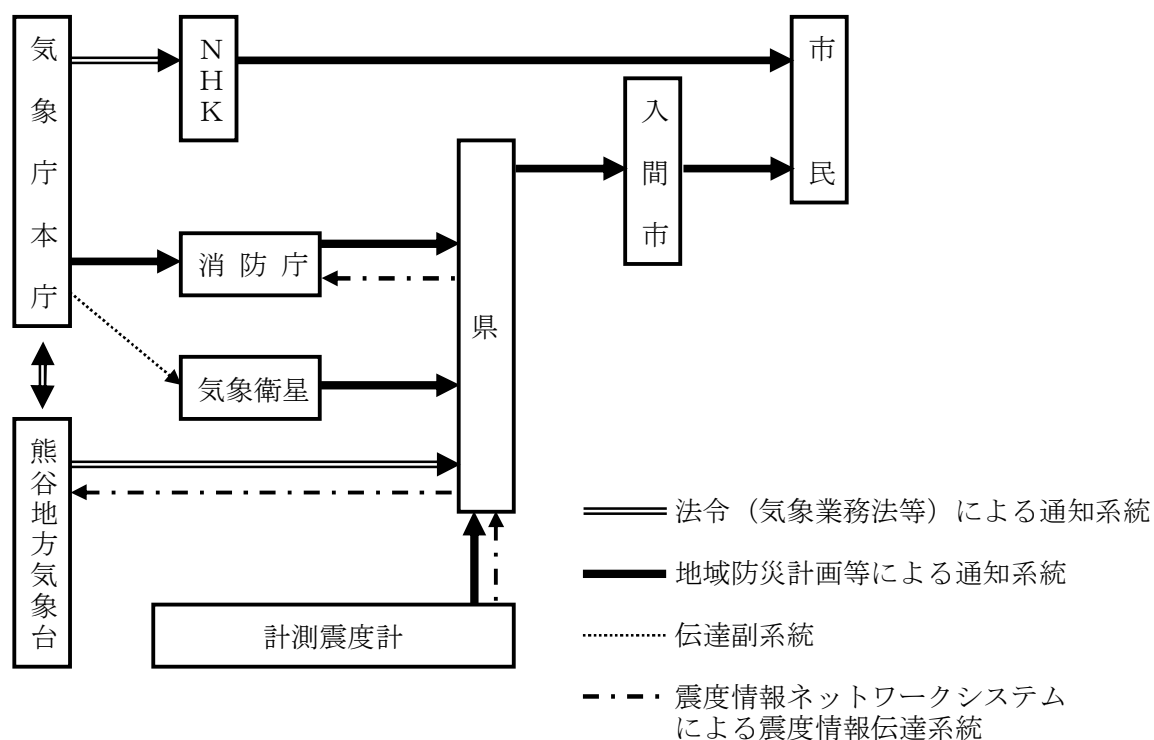
(2) アマチュア無線

現有無線施設を最大限に活用して、通信の確保を図るものとするが、災害の規模が大きい場合には、情報の収集伝達等の目的でアマチュア無線クラブ等に協力を求めるものとする。

また、災害の状況により、運送事業所等の業務用無線局等に協力を依頼する。

第2 地震情報の収集伝達〔市民部〕

1 地震情報の収集伝達系統



2 地震情報の収集伝達方法

市は、緊急地震速報や震度計、報道機関等の地震情報を収集した場合、市防災行政無線や広報車等により直ちに住民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

第3 初動期の情報収集〔市民部、各部〕

地震発生直後の初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊災害派遣要請及び他市等への応援要請等を判断するための情報として、特に重要であることから、防災関係機関と緊密な連携を図り、次の方法により被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

1 参集職員による情報収集

職員が自主参集する途上で周辺の被害状況を把握するとともに、各現場本部からも初動期の災害情報を収集する。

2 ヘリコプターによる状況把握

大規模地震が発生した場合に、航空自衛隊中部航空方面隊（航空自衛隊入間基地）及び市が防災協定を締結した㈱本田航空が被害状況の把握のために飛行するヘリコプターからの情報の提供を依頼する。

3 自主防災組織等からの情報収集

自主防災組織等から、地域における災害状況を収集する。

4 地区情報員兼災害調査員の派遣

被災地における的確な被害状況を把握するため、地区情報員兼災害調査員は概ね次の事項を調査する。なお、必要に応じて現場写真を撮影する。

(1) 災害原因

(2) 被害状況

(3) 応急措置状況

(4) 被災地周辺の市民の動向及び要望事項

5 その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求めて災害情報を収集する。

第4 被害情報等の収集〔市民部、各部〕

1 被害情報等の収集体制

本市における被害情報等の収集は、情報の項目ごとに次の各班が担当するものとする。

□ 被害情報等の収集担当班一覧

情報項目	被害内容	収集担当班	情報責任者
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	各部各班	各部各班
初動期以降の建築物被害	全壊（全焼）、半壊（半焼） 一部破損、床上床下浸水	総務部調査班	市民税課長
公共土木・建築物等の被害・復旧	道路・橋梁等	建設部土木班	道路管理長
	河川・水路等		
	市営住宅	建設部住宅班	営繕課長
	公園施設等	公園班	みどりの課長
ライフライン施設の被害・復旧	上水道	水道部庶務班	水道経営課長
	下水道	建設部下水道班	下水道課長
	ガス、電気、電話	各事業者	各事業者
社会福祉施設の被害・復旧	社会福祉施設	福祉部児童福祉班	児童福祉課長
医療施設の被害・復旧	医療機関の被害	健康福祉センター 健康医療班	健康福祉センター所長
環境衛生施設の被害・復旧	ごみ・し尿施設	環境経済部清掃班	総合クリーンセンター所長
商工業・農業の被害・復旧	商工業施設等	環境経済部商工班	商工課長
	農作物	環境経済部農政班	農政課長
教育施設の被害・復旧	市立学校	教育総務部庶務班	総務課長
	給食施設	教育総務部学校給食班	学校給食課長
	公民館、図書館、博物館	生涯学習部生涯学習班	生涯学習課長
	文化財		
公共交通施設の被害・復旧	道路交通、鉄道、バス等	市民部市民生活班	市民生活課長
その他公共施設の被害・復旧	公共施設	施設管理者	各施設管理者
火災等被害・復旧	火災及び危険物等による被害	消防本部	予防課長

2 被害情報等の収集方法

(1) 火災情報

地震災害時の火災防止では、初動期の消火活動が被害の拡大防止に重要である。消防本部は、地震発生後、直ちに分署等からの情報、パトロールによる状況把握、参集職員の途上の情報、119番受信時の情報、駆け込み通報、加入電話での災害通報等による積極的な情報把握に努める。

また、災害の状況により、ヘリコプターによる空からの情報収集を県に要請する。

(2) 人的被害情報

地震発生直後は、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行も支障がでると考えられるので、これらの状況に即して、医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要である。

人命救助活動の時期は、地震発生直後から初動期に、特に集中することが予想されるので、初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各部は担当業務の被害調査に関連し、速やかに人的被害を収集する。

また、健康福祉部救護班は、各部からの情報、警察、消防及び防災関係機関からの市災害対策本部への報告に基づき、人命救助に関する情報に遺漏がないように把握する。また、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し、被害の発生状況を把握する。

ア 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報の錯綜・混乱が生じないように十分留意して把握する。

(ア) 職員からの情報

(イ) 市役所、各支所、消防署等への市民からの通報

(ウ) 避難所からのり災者情報

(エ) 各地区の自主防災組織等からの報告

(オ) 医療機関からの負傷者救護状況報告

(カ) 警察、消防、その他の防災関係機関からの市災害対策本部への報告

イ 人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

(ア) 死者の情報

(イ) 行方不明者の情報

(ウ) 建物倒壊等による生き埋め情報

(エ) 傷病者発生情報

(3) 一般建築物被害情報

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における応急対策を実施するうえで重要である。このため、市域全体の被害状況を速やかに把握する。

ア 初動期の建築物被害情報

地震発生直後の初動期において、市域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、ヘリコプター等から概況を収集し、その被害状況から市域全体の被害状況を把握する。

イ 初動期以降の建築物被害調査

総務部調査班は、被災した建築物外観の被害状況を目視により全棟被害調査を実施し、被害調査の結果からり災台帳を作成し、り災証明の基本台帳とする。

また、建築班は、被災建築物による二次災害防止のため、埼玉県及び関係団体に対して応急危険度判定士の派遣を要請し、被災建物の危険度判定を実施し、必要に応じて建物を保全するための指導を実施する。

ウ 公共土木・建築施設被害情報

本市が管理する公共土木施設及び公共建築施設（以下「公共施設」という）の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し、被害状況は、現地写真等により記録する。また、国、埼玉県等の管理する公共施設の被害状況については、各部が各関係機関から災害情報を把握する。

エ ライフライン被害情報

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。

(ア) ライフライン被害調査

ライフライン被害のうち、上水道被害については水道部庶務班、下水道被害については、建設部下水道班が被害状況調査を実施し、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。その他ライフラインについては、総括班が各事業者から被害状況を把握する。

(イ) ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして、市民への情報提供ができるように各事業者から復旧情報を把握する。

オ 公共交通施設被害情報

市民部市民生活班は、鉄道管理者から旅客列車及び貨車の転覆等による重大事故の情報及び運行・復旧に関する情報を把握する。また、バス等の公共輸送機関の被害状況、運行・復旧に関する情報を各関係機関から把握する。

カ その他の被害情報

その他の被害の情報収集は、基本的には公共施設被害の情報収集と同様の方法により、担当する各部が関係機関、関係団体等から把握する。

3 様 式

【様式 2】 戸別被害調査票

【様式 3】 被害調査集計票

【様式 4】 公共土木被害調査票

【様式 5】 地域被害集計票

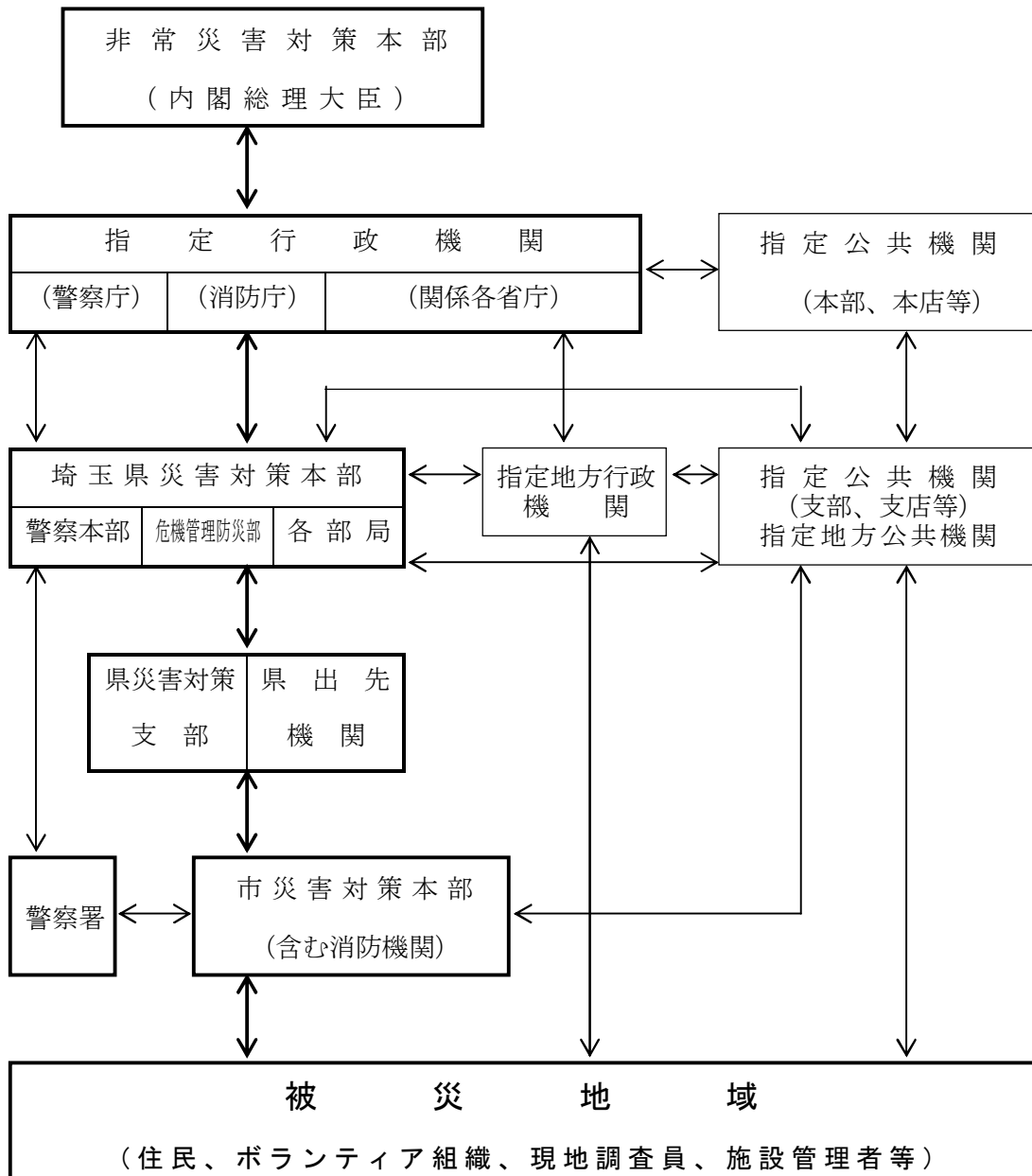
【様式 6】 災害緊急速報

【様式 7】 農林被害調査票

第5 被害情報等の伝達〔市民部、各部〕

1 被害情報等の収集伝達系統

(1) 総括的系統図



2 被害情報等の収集伝達方法

被害情報等の収集伝達に関する基本的な考え方は、以下のとおりである。

- (1) 被害情報等の収集伝達は、有線又は無線電話等のうち、最も迅速かつ的確な手段により行う。
- (2) 有線が途絶した場合には県防災行政無線、県衛星通信ネットワークシステム、市防災行政無線、消防無線、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線システムを活用する。

(3) 通信が不通の場合には、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして収集伝達するよう努める。

市は、当該市の区域内に災害が発生したときは、この計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて知事に報告するとともに、災害応急対策に関し、市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

なお、市は県庁の被災等により知事に報告することができない場合は、消防庁に報告するものとする。

また、地震等により、火災が同時多発、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する災害の場合、市はその状況を直ちに電話により、消防庁及び県に報告する。

ア 報告すべき事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の程度
- (オ) 災害に対してとられた措置
 - ・災害対策本部の設置状況
 - ・主な応急措置の状況
 - ・その他必要事項
- (カ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (キ) その他必要事項

イ 被害の判定基準

被害の判定基準については、埼玉県災害対策本部運営要領の別表、被害報告判定基準の定めるところにより認定するものとする。

ウ 報告の要領及び様式

被害状況は、災害の発生及び経過に応じて報告するものとし、発生速報、経過速報、確定報告の3段階に区分する。

(ア) 発生速報

県被害報告様式第1号の発生速報により、発生直後から1時間程度の時間帯で被害の概況を把握して報告する。この段階では、どんな種類の被害がどの程度の規模で生じているか、初動対応要員がそろっているか、災害対策本部活動の支障見込み等について把

握して報告する。

【様式 8】発生速報

(イ) 経過速報

被害状況の進展に伴い、収集した被害について県被害報告様式第 2 号の経過速報により、逐次報告するものとし、特に指示する場合のほか 2 時間ごとに行うものとする。

速報段階では、人的・物的それぞれの被害の把握された被害数量と、措置状況、対策上の問題点を発進時間を明らかとして逐次報告する。

【様式 9】経過速報

(ウ) 確定報告

被害報告判定基準を参考として、県被害報告様式第 3 号の被害状況調により応急対策終了後 7 日以内に報告するものとする。

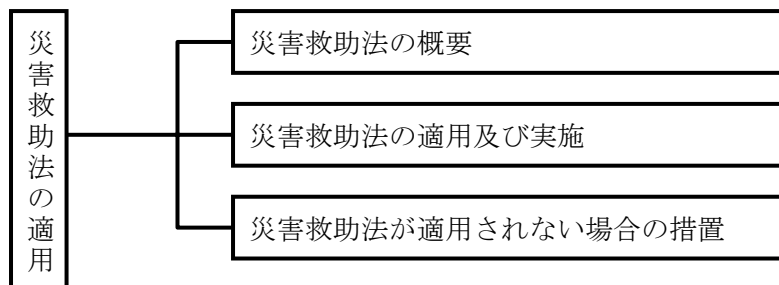
【様式 10】被害状況調

エ 報告先

災害情報に関する報告先は、管轄する支部に対して、被害の大小に関わらずすべて報告する。

第4節 災害救助法の適用

□ 対策の体系



第1 災害救助法の概要〔福祉部、市民部〕

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が発生した場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

1 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、埼玉県知事は国の機関として救助の実施にあたることと定められている。

2 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、次のとおりである。なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護と社会秩序の保全のための応急救助であるから、救助を受け得るのは経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の搜索及び処理
- (10) 災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼ

しているものの除去

3 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類、実施期間及びその実施者は、次のとおりである。

主な救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
応急仮設住宅	着工20日以内	対象者、設置箇所の選定は市、設置は県
炊き出し、食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
生活必需品の給与	10日以内	市
医療・助産	14日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	県及び日赤県支部
被災者の救出	3日以内	市
学用品の給与	教科書1ヶ月以内、文房具15日以内	市
埋葬	10日以内	市
遺体の捜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市

※埼玉県災害救助法施行細則第16条の規定により、応急救助は知事が実施するが、知事が救助事務の内容、機関等を市町村長に通知した場合は、市町村長が救助を行う。

4 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用の一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を県知事に申請する。

第2 災害救助法の適用及び実施〔福祉部、市民部〕

市は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかの判断をし、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

県は市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに厚生労働省に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示するものとする。

1 災害救助法適用の基準

県及び市は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合は上記1に示す手続きを行う。

(1) 市の区域の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき

市 町 村 人 口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の住家のうち滅失した世帯の数が(1)の $\frac{1}{2}$ に達したとき（基準2号）

(3) 被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、当該市の区域内の被害世帯数が多数であるとき

(4) 災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

2 被災世帯の算定

住家が滅した世帯数の算定に当たっては、全壊、全焼もしくは流失した世帯を滅失した世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

3 住家の滅失等の認定

(1) 住家が滅失したもの

住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に

達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のも。

(3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたもの。

(1)及び(2)に該当しない場合であつて、浸水がその住居の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となつたもの。

4 住家及び世帯の単位

(1) 住 家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、孤立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世 帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

『資料14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について』参照

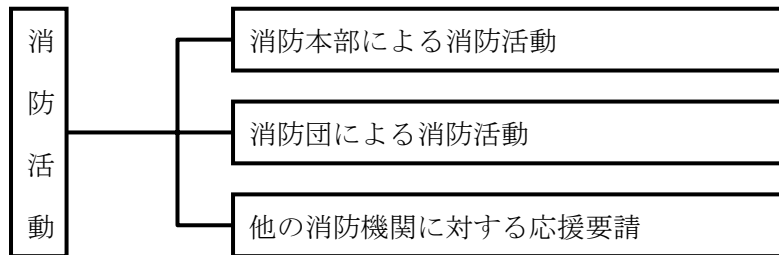
第3 災害救助法が適用されない場合の措置〔福祉部〕

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて市長が救助を実施する。

第5節 消 防 活 動

地震火災は、地震による被害のうち、その時の条件によって極めて大きな被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、市は消防本部及び消防団の全機能を挙げて応急対策に取り組む。

□ 対策の体系



第1 消防本部による消防活動〔消防本部〕

1 情報収集、伝達

(1) 災害状況の把握

119番通報、かけつけ通報、消防無線、高層建物からの物見、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。

2 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防ぎよ計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(4) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動に当たる。

(6) 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(7) 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての止血その他の応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。詳細については、第3章第6節による。

第2 消防団による消防活動〔消防団〕

1 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の停止、ガス・電気の使用中止等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

2 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3 救急救助

消防本部による活動に協力し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

4 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

第3 他の消防機関に対する応援要請〔消防本部〕

1 消防相互応援協定による応援要請

市長は、市独自の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

2 知事への応援出動の要請

市長は、市独自の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部の応援の指示を要請する。

3 要請上の留意事項

(1) 要請の内容

市長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日書類を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員

エ 進入経路及び結集場所（待機場所）

オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援隊の受け入れ体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受け入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により下記のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊の支援隊の派遣についても要請する必要がある。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認

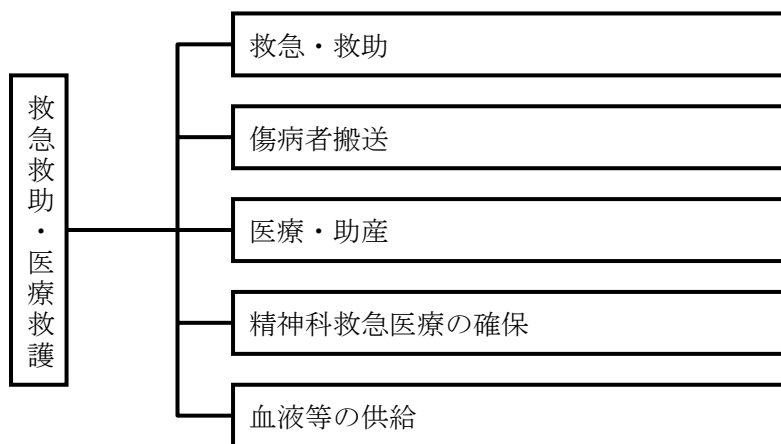
ウ 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第6節 救急救助・医療救護

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を実施する。

また、救急救助・医療救護活動をより迅速かつ円滑にするため、震災時の各機関における血液等の供給体制を整備する。

□ 対策の体系



第1 救急・救助〔消防本部〕

1 救急・救助における出動

- (1) 救急・救助に必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

2 救急・救助における活動

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上、救急・救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。

- (4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救護活動を行う。

3 救急・救助体制の整備

- (1) 消防署、消防団詰所及び自主防災会事務所等における救急・救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急・救助訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救急・救出救助体制の整備を図る。
- (2) 高層建築物等に関する救急・救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について徹底した指導を行い、自主体制の強化に努める。

第2 傷病者搬送〔消防本部、健康福祉センター〕

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

- ア 医療救護班及び助産救護班の班長は、医療救護又は助産救護を行った者について、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

- ア 災害対策本部長は、県、市及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
- イ 災害対策本部長は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターを手配する。
また、自衛隊に対し、手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

- ア 医療救護班又は助産救護班が保有している自動車を使用可能な場合は保有する自動車により該当する傷病者を搬送する。
- イ 傷病者搬送の要請を受けた県、市及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するために、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を

決定しておく。

震災時はさらに、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、柔軟な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

『資料 1 5 救急告示病院一覧』参照

第 3 医療・助産〔健康福祉センター〕

1 医療救護活動

市長は、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動、助産救護活動を行う。また、災害の規模により市の能力をもってしても十分できないと認められたときは、県（健康医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。

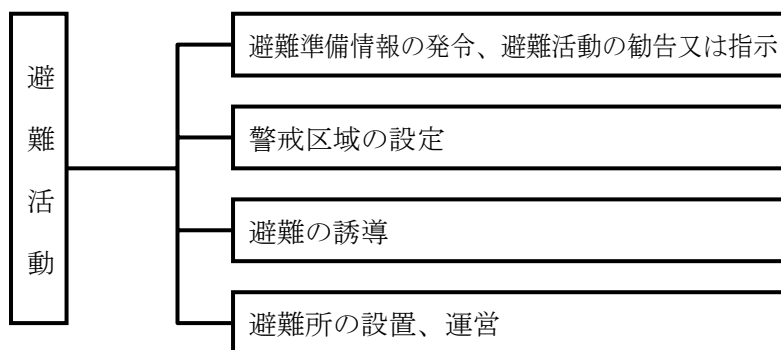
第 4 精神科救急医療の確保〔健康福祉センター〕

市長は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内外の精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。また、入院搬送に当たっては専門医の立ち会いのもと適正な措置をとる。

第7節 避難活動

地震時においては、建物破損、火災、崖崩れ等の発生が予想される。とりわけ火災や有毒ガス等の流出・拡散は大きな被害を及ぼす恐れがあるので、危険区域にある市民を安全地帯に避難させ、市民の生命、身体の安全確保に万全を期する。その際、災害時要援護者について十分考慮する。

□ 対策の体系



第1 避難準備情報の発令、避難の勧告又は指示〔各部〕

1 避難準備情報の発令、避難の勧告又は指示の実施

市長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに避難準備情報を発令または、立ち退き勧告又は指示を行うものとする。

(1) 実施責任者

避難準備情報の発令、避難の勧告・指示の実施責任者、区分については次のとおりとする。

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法令
市長	情報の発令 勧告・指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条 (警察官がその場にはいない場合に限る)
県知事又はその命を 受けた職員	指示	洪水 地すべり	水防法第22条 地すべり等防止法第25条

2 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。

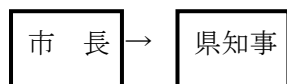
- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先及び避難経路
- (3) 避難理由
- (4) 避難時の留意事項

3 避難の勧告又は指示の周知

(1) 関係機関への伝達

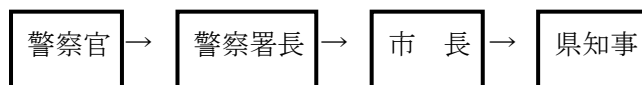
避難の勧告又は指示を行った者は、おおむね以下により必要な事項を伝達する。

ア 市長の措置

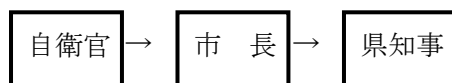


イ 警察官の措置

災害対策基本法に基づく措置



ウ 自衛官の措置



(2) 住民への周知

避難の勧告又は指示を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。その際、聴覚障害者や外国人に対しても迅速かつ的確な周知が行われるよう留意する必要がある。また、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

第2 警戒区域の設定〔各部〕

1 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は市職員が現場にいない場合又はこれらから要請があった場合は、この職権を実施することができる。

また、自衛官は市職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

第3 避難の誘導〔各部〕

1 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 状況により、老幼病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等による運送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会等の単位で行うこと。

2 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

ア 病弱者、障害者

イ 高齢者、幼児、児童

ウ 上記以外の一般住民

エ 防災従事者

(2) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）等とし、時間的に余裕のある場合は、若干の食糧及び日用身の回り品等とする。

第4 避難所の設置、運営〔各部〕

1 避難所の設置

避難所の開設に当たっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う。

(1) 開設の趣旨

災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を一時的に收容し保護するため避難所を開設する。

(2) 開設の方法

ア 避難所は、市立学校及び公立高校の体育館等の既存建物を応急的に整備して開設する。

イ 開設予定の避難所が被災する等の事情により、避難所を開設することができない場合、又は災者の増大等により避難所が不足する場合には、その他の公共施設を代替施設にあてる。

ただし、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。

ウ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に收容すべき者を誘導し保護しなければならない。

エ 市長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。

(ア) 避難所開設の目的

(イ) 箇所数及び收容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(3) 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について（資料14参照）」の範囲内において市長が県に請求できるものとする。

2 避難所の指定

入間市においては、地区ごと、あるいは地域ごとの避難所の指定を行っていないことから、各家庭において避難経路の安全性を考慮し、災害の状況に応じた2箇所以上の避難所を決めておくものとする。

3 避難所管理責任者

学校避難所の管理については、各学校長が管理責任者となり、教育委員会と各学校長が連携を図りながら管理する。他の避難所の管理についても各施設管理者が行う。

4 避難所の運営

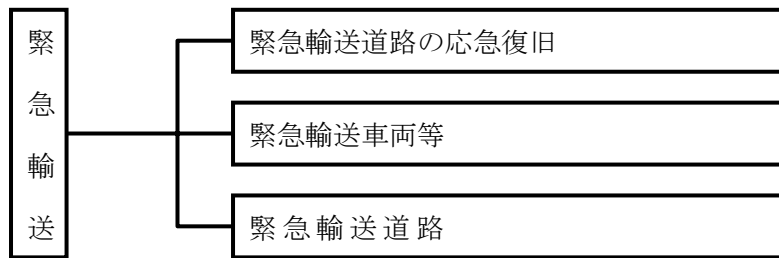
避難所の運営については、自主防災組織、ボランティア団体を中心とする避難所運営組織によって、あらかじめ策定した運営マニュアルに基づき自主運営を図るものとする。避難所の運営にあたり、災害時要援護者や女性避難者等へ配慮するためトイレ、授乳室、更衣室等の設置も考慮する。

避難所運営についてさらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても応援を要請する。

第8節 緊急輸送

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送車両等を的確に確保し、活動要員や救援物資等の円滑な輸送を図る。

□ 対策の体系



第1 緊急輸送道路の応急復旧〔建設部〕

1 応急復旧用資機材の整備

普段から応急復旧用資機材の整備を行う。

2 道路被害状況の把握及び伝達

市は、行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。

消防本部は、行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を把握し、速やかに災害対策本部に報告する。

3 緊急輸送道路の応急復旧作業

市は、行政区域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。

4 応急復旧状況の広報

市は、防災行政無線、広報紙、CATV、FMラジオ放送等を通じて、道路の復旧状況等について広報する。

第2 緊急輸送車両等〔総務部〕

1 輸送車両等の調達対策

(1) 緊急輸送のための車両等の調達

市は、地震発生時に輸送車両が必要となった場合は、協定に基づき(社)埼玉県トラック協会いるまの支部に輸送車両等の調達を要請する。

(2) 輸送車両等の調達要請等

市は、地域防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、地震発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、斡旋を要請する。

2 災害救助法を適用した場合の応急救助のための輸送

(1) 輸送力確保の基準

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は次の基準により実施するものとする。

ア 輸送の範囲

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給、救助用物資、遺体の捜索及び遺体の処理のための人員資材の輸送とする。

イ 費用

応急救助のための輸送の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について（資料14参照）」の範囲内において市が県に請求できるものとする。

ウ 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第3 緊急輸送道路〔市民部、建設部〕

1 埼玉県指定緊急輸送道路

県は、市域における地震災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

区分	第一次特定緊急輸送道路	第一次緊急輸送道路	第二次緊急輸送道路
基準	高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線	地域内の防災拠点を連絡する路線
該当路線	国道16号線 首都圏中央連絡道路 国道299号線 国道407号線 国道463号線		国道463号線 (バイパス) 県道川越入間線

2 市指定緊急輸送道路

市は、埼玉県指定緊急道路から災害応急対策上、最優先する以下の防災関係施設に通じる道路を緊急輸送道路として指定する。

区 分	防 災 関 係 施 設
消 火 活 動 救 助 救 出	消防本部、消防署、各分署、警察署、医療施設等
防災活動拠点	市庁舎、各支所、各公民館、防災センター
物資集積場	市民体育館、各地区体育館
避難拠点等	避難場所、その他国・県・市有施設等

『資料 1 6 入間市指定緊急輸送道路図』参照

第9節 水防対策・土砂災害対策

市内には、入間川、霞川、不老川等が流れている。これらの地域では、地震後の河川施設の損壊により浸水被害をもたらす可能性があり、その防止のため、監視及び応急対策を講ずる。

また、砂防施設、治山施設等の損壊による土砂災害を防止するため、状況把握及び安全確保を行う。

1 水防組織の確立

- (1) 市内における水防態勢の強化及び組織の確立を図り、市民や自主防災会、各防災関係機関等が行う水防が十分に行われるよう関係機関の協力を得て市民部、建設部、消防が指導するとともに、水防能力の確保に努めるため災害対策本部に準ずる体制により事態を処理する。
- (2) 県に準じて必要な水防体制をとる。

2 水防活動

(1) 監視、警戒活動

建設部及び消防本部は、出勤命令を出した時から水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、異常を発見した場合には直ちに管轄県土整備事務所、国土交通省に報告する。

(2) 資器材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

3 河川、砂防及び治山施設の応急対策

地震により河川、砂防、急傾斜地崩壊防止施設及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、速やかに被害状況を把握し、飯能県土整備事務所に連絡するとともに、土のう、矢板等により応急に復旧作業を行う。

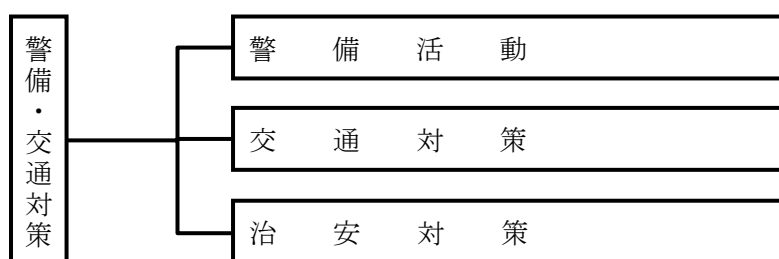
(1) 応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとしている。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、国庫負担申請を行い、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧することとする。

第10節 警備・交通対策

地震による災害が発生した場合、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明の搜索、緊急輸送路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するため、総合的な警備活動、交通対策及び治安対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

□ 対策の体系



第1 警備活動〔警察署〕

1 警備体制

(1) 警備本部の設置

管内において大地震が発生した場合は、警察署に警察署震災警備本部を設置して、指揮体制を確立する。

(2) 警備部隊の運用

ア 警察署においては、所定の計画に基づき、警備部隊を編成し、情報の収集、被害の実態把握、避難誘導、救出救助及び交通規制等の措置を講じる。

イ 被害の状況に応じて所要の警備部隊を効果的に配置運用し、災害警備活動にあたる。

2 警備措置

大震災発生時における警備活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 警備活動の内容

ア 情報の収集

イ 被害実態の把握

ウ 被災地域住居者等の避難場所への避難誘導

エ 危険にさらされている者及び負傷者の救出救助

オ 交通の混乱防止のための交通規制措置及び避難誘導路、緊急交通路の確保

カ 行方不明者の搜索及び死体の検視（見分）

- キ 被災地及び避難場所の警戒
- ク 各種犯罪の予防及び検挙
- ケ 食糧倉庫及び救助物資集積所等の警戒
- コ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
- カ その他災害警備に必要な警察活動

第2 交通対策〔警察署、市民部〕

災害発生直後には使用可能な道路への交通集中による渋滞が予想される。緊急輸送車両等の通行する道路を確保することがもっとも重要であることから、一般車両の流入を規制し、緊急輸送交通路の確保につとめる。

1 交通規制

災害の発生が予想された時、及び道路施設に被害が予想される時は、道路施設の巡回調査に努める。さらに、道路施設に被害を発見したとき、又は通報等により承知したときは、交通の安全と円滑を図るため警察署等の関係機関に通知し、交通規制の実施に協力するものとする。

2 交通規制の標識等

市道について道路法による通行の禁止又は制限を行った場合には、警察に連絡のうえ規定の交通標識を設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置する事が困難又は不可能なときは、暫定的に通行を禁止又は制限した事を明示し、市職員及び消防団員等は、現場において指導するものとする。この際は適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

3 規制標識の設置

通行の禁止又は制限を行った時に設置する標識は「道路標識区画線及び道路標示に関する命令」昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号第4条第1項に定める標識とする。

第3 治安対策〔警察署、市民部〕

1 各種犯罪発生の防止

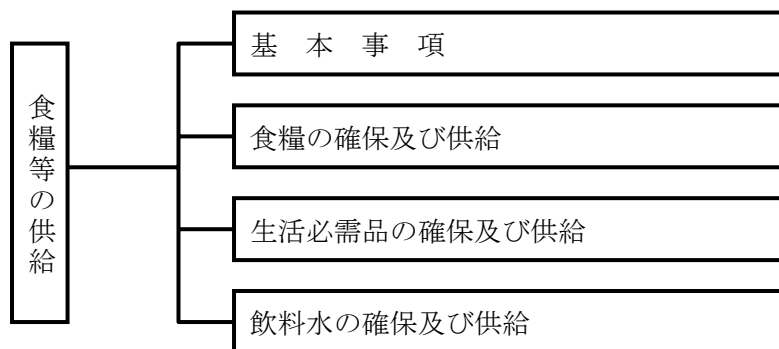
災害発生後の被災地の治安対策や犯罪発生の防止活動を行う。また、状況に応じて警察、市、市民、ボランティア、関係機関が連携しパトロール等の必要な措置を行う。

第11節 食糧、生活必需品及び飲料水の供給

地震発生直後の市民の生活を確保し、人心の安定を図ることは、応急対策上非常に重要である。

震災により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合において、市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である食糧、生活必需品及び飲料水等の確保及び迅速な救援を実施する。

□ 対策の体系



第1 基本事項〔市民部、各部〕

1 想定される地震の種類と対策の対応

直下型地震等、被害が一部の地域に限られる地震が発生した場合には、各地域の備蓄物資等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

2 発生時の人口分布と対策の対応

物資の供給計画は、夜間人口を対象として設定を行うが、昼間人口が大きい業務地等の就業者に対しては、個々の企業における供給対策の推進を促すことによって対応を図る。

3 発災時間及び供給処理機能の被害と供給品目との対応

地震発生時の季節等の状況及び電気、水道、ガス、電話及び下水道等ライフライン機能の被害の状況を地域別に把握し、それらの状況に的確に対応した品目を供給することが重要である。

4 地域特性と対策の対応

地域の社会特性（人口、年齢構成等）や被害特性を考慮し、調達数量の設定及び品目の選定を行う。

第2 食糧の確保及び供給〔市民部、各部〕

1 食糧の調達

(1) 米穀の調達

ア 市長は、災害の状況により、米穀販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請することができる。

イ 市長は、交通通信の途絶等、災害地の孤立化等、災害救助法が発動される応急食糧が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示されている範囲で、関東農政局又は政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し、災害救助用米穀等の緊急引き渡しを要請し、供給するものとする。

(2) その他の食品の調達

市長は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、知事に食品の調達を要請することができる。

(3) 食糧の輸送

市が調達した食品の市集積地までの輸送及び市内における食品の移動は市長が行う。輸送方法は、県と同様である。

2 食糧集積地の指定及び管理

(1) 食糧集積地の指定

市はあらかじめ定めた食糧の集積地である市民体育館及び各地区体育館を活用し、調達した食糧の集配拠点とする。

(2) 集積地の管理

食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

3 炊き出し等による食品の供与

災害時における被災者等に対する食品の給与は、市長が実施する。

(1) 給与場所の設定

市長は、炊き出し等による食品の給与に関する計画において、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、震災時に必要に応じ、災害を受けない地域の婦人会、日赤奉仕団又は市民に対し炊出しの協力を要請し、迅速に炊き出し等による食品の給与を実施する。

『資料 17 災害時における給食施設規模（食）一覧』参照

(2) 給与内容

ア リ災者及び災害救助従事者に対する給食又は食糧の供給とする。

イ 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害を受けない県民に対して行う米穀等の応急供給を得て行う。

(3) 給与する食品の品目

ア 前号アにあつては、米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

イ 前号イにあつては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び麵製品とする。

(4) 給食基準

品 目	基 準
米 穀	被 災 者 1食当たり精米200グラム以内
	応急供給受配者 1人1日当たり精米400グラム以内
	災害救助従事者 1食当たり精米300グラム以内
乾 パ ン	1食当たり 1包（115グラム入り）以内
食 パ ン	1食当たり 185グラム以内
調 整 粉 乳	乳児1日当たり 200グラム以内

(5) 県への協力要請

市長は、当該市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施困難と認めるときは、知事に炊き出し等について協力を申請することができる。

ただし、災害の程度が甚だしく交通、通信の途絶のため知事の指示を受けることができないときは、直接所轄の関東農政局又は政府所有食糧保管倉庫の責任者に引渡しを要請することができる。

(6) 実施状況報告

市長は、炊き出し、食品の配分及びその他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告するものとする。

(7) 食糧等の調達

関係業者と災害時の優先的食糧供給について協力が保たれるよう事前に協議しておくものとする。

第3 生活必需品の確保及び供給〔市民部、各部〕

1 生活必需品の供給

(1) 生活必需品の供給

市から生活必需品の供給要請があったとき、又は知事が非常状況等から必要と認めたときは、県の備蓄物資を放出する。

(2) 生活必需品の調達

市長は、震災時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、あらかじめ定めた生活必需品の供給計画に基づき、生活必需品の調達・確保を実施する。

2 生活必需品の輸送

市長は、災害時に被災者に給（貸）与する生活必需品（備蓄及び調達物資）の輸送計画を定めておくものとする。

3 生活必需品の給（貸）与

(1) 震災時における生活必需品の給（貸）与

市長は、あらかじめ生活必需品の給（貸）与基準を定め、震災時に必要があると認めたときは生活必需品の給（貸）与を実施する。

ア 対象者

災害によって住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にあるもの。

イ 給（貸）与の品目

- | | |
|------------------|----------|
| (ア) 寝具 | (イ) 外衣 |
| (ウ) はだ着 | (エ) 見回り品 |
| (オ) 炊事用品 | (カ) 食器 |
| (キ) 日用品 | (ク) 光熱材料 |
| (ケ) 簡易トイレ | (コ) 情報機器 |
| (サ) 災害時要援護者等向け用品 | |

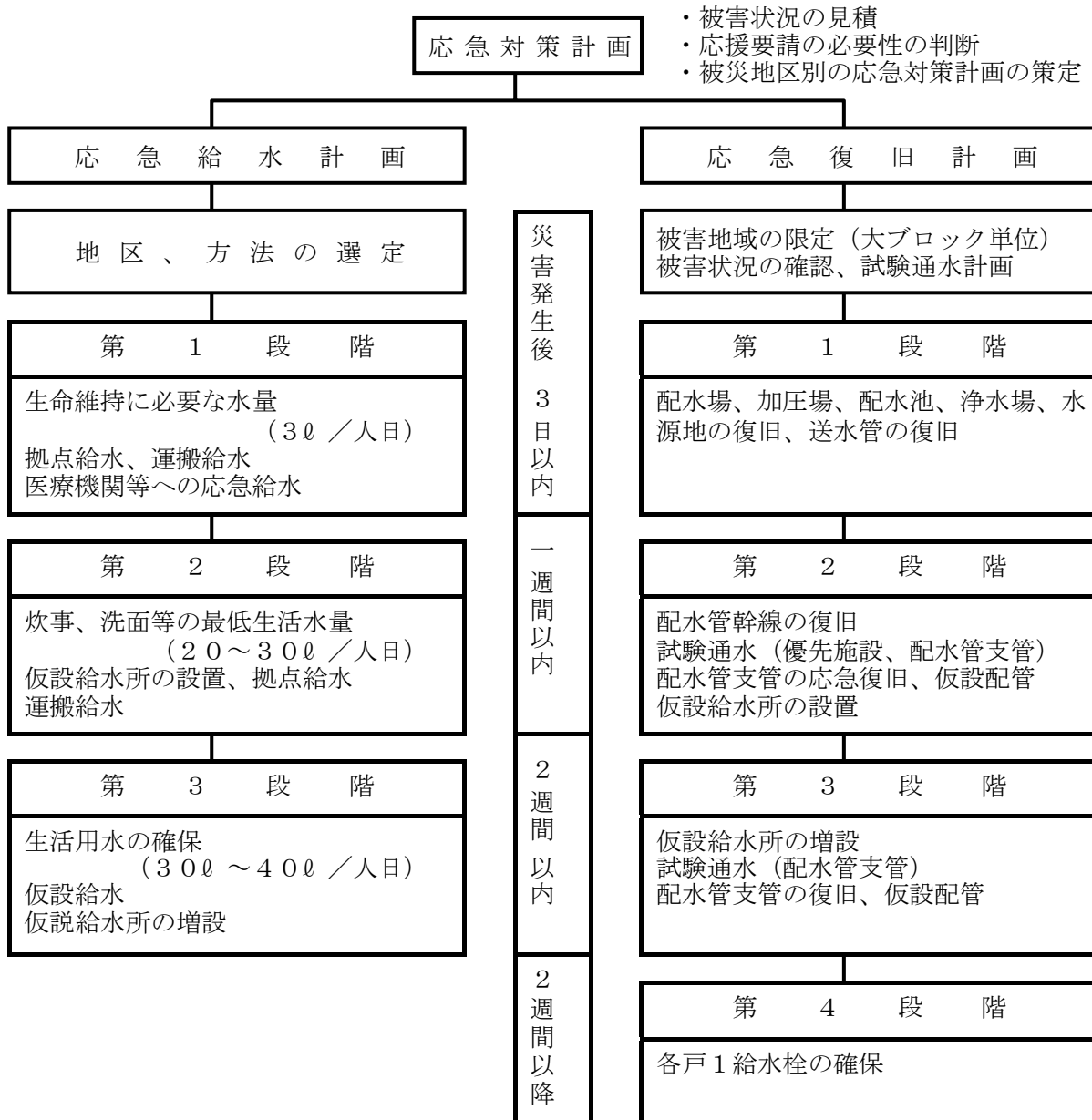
(2) 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給（貸）与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について（資料14参照）」の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第4 飲料水の確保及び供給〔水道部〕

応急対策は、被害の程度にもよるが、災害発生後2週間以降に各戸1給水栓の確保を目標水準として応急復旧作業を進める。また、この間は可能な限り生活用水を供給するため、応急給水体制を強化するとともに、仮設給水所を増設していく。

なお、詳しい給水計画等については、あらかじめマニュアルを策定しておく。

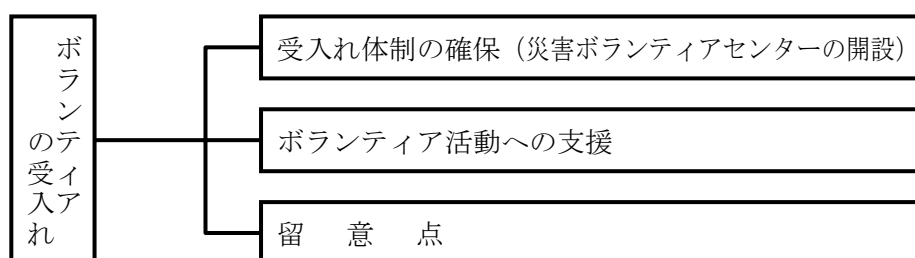


【入間市水道部防災計画による】

第12節 ボランティアの受入れ

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、民間の団体あるいは個人によるボランティアの協力を得ることが必要である。このため、市は、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関わるコーディネート業務を一元化して行う拠点施設を設置するなど災害時のボランティア活動の効率化への対策を積極的に推進していく。

□ 対策の体系



第1 受入れ体制の確保〔企画部、社会福祉協議会〕

市は、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを開設する。災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受入れを行うとともに、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、被災した市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県防災ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

第2 ボランティア活動への支援〔企画部、社会福祉協議会〕

被害状況や応急対策活動の実施状況等の情報を災害ボランティアセンターへ提供し、ボランティアの活動の円滑化を図る。また、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

さらに、ボランティア活動が効果的に実施できるように、必要に応じて公共用地、建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

第3 留意点〔企画部、社会福祉協議会〕

1 窓口の明確化

一般参加のボランティアが被災地において混乱に陥らないよう、また市及び県が常にボラン

ティアの現状を把握しておけるよう、災害時は災害ボランティアセンターを常時開設しておくことが必要である。

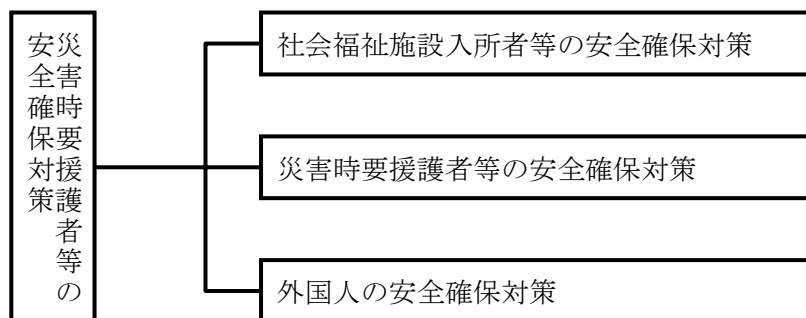
2 被災者ニーズの把握

災害時のボランティア活動をより有効に活用していくため、被災者のニーズを随時十分に把握し、それに基づいた活動内容等の調整を行う必要がある。また、その被災者のニーズを市及び県が行う対策にも反映させていくことが必要である。

第13節 災害時要援護者等の安全確保対策

災害時要援護者等は、災害が起った時、自分の身体・生命を守る対応能力が不足していたり、言葉の障害から迅速、的確な行動がとりにくいため、地震災害時は被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、災害時要援護者等の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

□ 対策の体系



第1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策〔福祉部〕

1 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

2 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

3 受入先の確保及び移送

市は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

4 生活救援物資の供給

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生じる場合は、市に協力を要請する。

市は、備蓄物資の放出及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

5 ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、

水道等の優先復旧を要請する。

6 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

第2 災害時要援護者等の安全確保対策〔福祉部、健康福祉センター〕

1 安否確認の実施

市は、災害時要援護者支援制度を整備し、自主防災会や職員等による調査班を編成し、各居宅に取り残された災害時要援護者等の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の災害時要援護者等の「名簿」あるいは「要援護者マップ」等を活用し民生委員、自主防災組織等の協力を得て安否確認を迅速に行う。

2 救助活動の実施

市は、災害時要援護者支援制度を整備し、避難支援及び避難支援計画の策定を行い自主防災組織等の協力を得ながら在宅の災害時要援護者等の救助を行う。

3 受入先の確保及び移送

市は、福祉避難所設置の必要性から災害時要援護者等の受入先として、医療施設、社会福祉施設及び災害時要援護者等向けの避難所（県立高校合宿所）等を確保する。

また、市は救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を確保し、自主防災組織等の協力を得て、避難所等への移送を行う。

4 生活救援物資の供給

市は、災害時要援護者等の被災状況を把握し、災害時要援護者等向けの食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

5 情報提供

市は、在宅や避難所等にいる災害時要援護者等に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供していく。

6 相談窓口の開設

市は、公民館や健康福祉センター等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

7 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する災害時要援護者等のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

第3 外国人の安全確保対策〔市民部〕

1 安否確認の実施

職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

2 避難誘導の実施

広報車や防災行政無線放送等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

広報紙、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

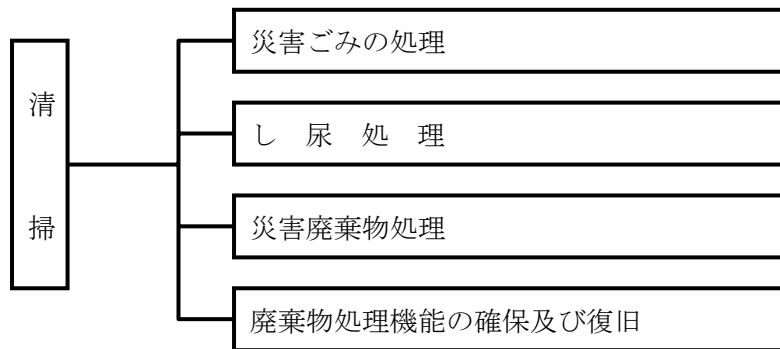
4 相談窓口の開設

庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第14節 清掃対策

災害におけるごみ及びし尿、並びに災害に伴って発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を迅速に処理し、もって被災地の環境保全と復興を図る。

□ 対策の体系



第1 災害ごみ処理〔環境経済部〕

1 災害ごみ排出量の推定

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが排出されることが考えられる。通常的生活ごみは、1人1日当たり1kg程度と通常時とほぼ変わらないものと推定されるが、粗大ごみについては、通常時の数倍から数十倍に達すると推定される。このため、平常時の一般廃棄物処理計画を勘案しつつ、震災時の処理計画をたてる。

2 処理体制の確保

市は、被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時における収集処理体制をすみやかに確保する必要がある。このため、被害を受けたごみ処理施設の早期復旧を図るとともに、埼玉県や緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な近隣市に人員及び機材の応援を求めると同時に、被害のない施設を持つ自治体に応援を求め、災害ゴミの処理に努める。

3 処理対策

(1) 分別収集体制の確保

地震発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想されるが、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に大きく影響するため、震災時の分別収集体制を確保する。

ア ごみ収集計画の広報

ごみの収集日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集計画等を作成し、市民に対して地区自主防災会（自治会）、報道機関等を通じ協力を呼びかける。

イ 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高いごみは、被災地における防疫上、委託業者の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

ウ ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。なお、分別収集にあたっては、適切な広報により、市民に分別排出を呼びかける。

エ 夜間の収集

道路交通の状況によっては、夜間のごみの収集も実施する。

オ 廃棄物の排出

倒壊家屋から排出される、モルタル、コンクリートブロック、瓦等は、自主防災会（自治会）単位等の地域別に排出場所を指定し収集する。廃棄物の排出場所と方法について市民に広報する。

カ 避難所のごみ対策

避難所では、保健衛生面から毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

(3) ごみ仮集積場

処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、仮置場を確保する。

(4) ごみ処理施設の確保

処理機能を越えるごみが排出された場合、あるいはごみ処理施設が被害を受け稼働しない場合は、相互応援協定を締結している他市町村及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

なお、ごみ処理施設が被害を受けないよう耐震性向上のための事前対策を進めておく。震災被害から早期復旧が可能となるよう検討を進める。

第2 し尿処理〔建設部、環境経済部〕

1 し尿排出量の推定

災害時には下水道管の破損や上水道、電気・ガス等のライフラインが一時的にストップし、し尿の適正な処理が不可能となることが予想される。このため、震災時に適正な処理が必要となるし尿排出量を住民数や予測被災者の数等から推定し、必要な仮設トイレ数を把握する。

2 処理体制の確保

市は、被災地の公衆衛生・環境保全の確保のため、緊急時におけるし尿処理体制をすみやかに確保する必要がある。このため、被害を受けたし尿処理施設の早期復旧を図るとともに、緊急時の相互援助協定に基づき、被害の軽微な市に人員及び仮設トイレ等の応援を求める。

3 処理対策

(1) 仮設トイレの確保策の検討

震災直後は、水洗トイレやし尿処理システムが広範囲に使用不能となることが予想されるため、仮設トイレの確保とその維持管理体制をすみやかに確保する。

ア 避難所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数及び水洗トイレ使用の可否等について、避難所の状況を判断し、緊急仮設トイレを設置する。

イ 在宅者のための仮設トイレの設置

ライフラインの被害により、水洗トイレが使用不可能な被災者のために、公園等の拠点に仮設トイレを設置し、既設の公衆便所と併せてし尿処理をする。

ウ 仮設トイレの調達

本市が備蓄している仮設トイレが不足したとき、仮設トイレの調達を次の要領で実施する。

(ア) 流通在庫の調達

仮設トイレの流通在庫を関係業者から調達する。

(イ) 埼玉県及び相互応援協定を締結している市町村へ、備蓄している仮設トイレの借上げを要請する。

(2) し尿処理施設の耐震性の向上

震災でし尿処理施設が被害を受けないよう耐震性向上のための事前対策を進めるとともに、震災被害から早期復旧が可能となるよう検討を進める。

第3 災害廃棄物処理〔環境経済部〕

1 災害廃棄物発生量の推定

震災時においては、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、震災対策計画において予想される被害想定から市は、災害廃棄物の発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

2 処理体制の確保

(1) 住宅・建築物系（個人・中小企業）

原則建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は仮集積場・最終処分場の確保及び処理処分に関する情報の提供を実施する。

(2) 大企業の事業所等

大企業が自己処理を行う。

(3) 公共・公益施設

施設の管理者において処理する。

(4) 処理の推進と調整

市及び関係者が協力して、「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物の処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

3 処理対策

(1) 仮置場の確保

震災時において発生する倒壊家屋などの災害廃棄物は、仮置場に搬入する必要があるため、平時において公有地を中心に具体的な選定を行う。

〔災害廃棄物の仮置場〕

施設名称	住 所	地 目	面 積
宮寺仮置場①	入間市宮寺字金井沢44-1	雑種地	3,086㎡
宮寺仮置場②	入間市宮寺字金井沢44-5	公園	1,547㎡
黒須仮置場	入間市春日町(河川敷)	運動公園	105.373㎡
面積合計			110.006㎡

〔清掃センター〕

施設名称	住 所	処理能力(24H/量)
総合クリーンセンター	入間市大字新久127-1	225t

(2) 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物が効率よく処理・処分されるためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、また大量に発生する災害廃棄物の最終処分はかなり困難となることが予想される。

そこで緊急時の相互援助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、災害廃棄物の適正処理、リサイクル体制の確保策を検討していく。

(4) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し適正な処置に努めるものとする。

4 処理方法

産業廃棄物はリサイクルを考慮して、解体家屋ごとに現場において分別し、仮集積場に搬入する。その後、分別した種類ごとに最終処理を実施する。

(1) 分別処理の方法

ア 木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の粗分別を実施した後、分別した種類ごとに最終処理を実施する。

イ コンクリート建築物等

ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の粗分別を実施した後、仮集積場に搬入する。

(2) 最終処分方法

ア 木造家屋の可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他の可燃物はクリーンセンターで焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している市町村に処分を要請する。

イ 不燃物のうち金属類、コンクリート類等は、リサイクルするとともに、その他の不燃物はクリーンセンター等において処理する。

ウ 可燃物及び不燃物の処理後の残渣は、最終処分場において処理する。

第15節 防疫及び保健衛生

地震被害による被災者の病原体への抵抗力及び衛生環境の低下並びに地震後の感染症の発生等を防止するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

□ 対策の体系



第1 防疫活動〔環境経済部、健康福祉センター〕

1 防疫活動組織

市は、県の組織に準じ組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立しておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるよう協力体制を整備しておく。

2 防疫活動内容

(1) 市は県の指示を受け、地区の衛生組織その他関係団体と協力して、清掃方法、消毒方法の実施及びそ族昆虫駆除を行う。

ア 消毒・清掃作業の対象

- 給水給食施設
- 家屋
- 便所
- ごみ溜、溝渠

(2) 市は、被災地において感染症患者又は病原菌保菌者を確認したときは、隔離収容するとともに患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講ずる。また、診療医師は直ちに保健所へ報告する。

また、避難所における感染症の予防のため、被災者に防疫指導を行う。

(3) 保健指導作業

ア 避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。

イ パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。

また、保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

3 県に対する要請

市が実施する防疫活動の実施が困難な場合は、県へ要請する。

4 県が実施する防疫活動への協力

被災状況や感染症の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における疫病検査、健康診断、臨時予防接種及び感染症防止対策等の予防措置に協力する。

第2 保健衛生〔所沢保健所、健康福祉センター〕

市は、保健所が実施する食品衛生監視、栄養指導及びメンタルケア対策に協力する。保健所長が実施する保健衛生活動は次のとおりである。

1 食品衛生監視

保健所長は、食品衛生監視班を指揮し、食品衛生活動を実施する。

(1) 活動内容

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ その他食品に起因する被害発生の防止

(2) 栄養指導

保健所長は栄養指導班を編成し、次の栄養指導を実施する。

- ア 炊き出し、給食施設の管理指導
- イ 患者給食に対する指導
- ウ その他栄養補給に関すること

(3) メンタルケア対策

保健所長は、避難所、応急仮設住宅等を巡回し、次のメンタルケア対策を実施する。

- ア 発病あるいは症状が悪化した精神障害者の診療
- イ 精神科医療機関の斡旋
- ウ 精神科医療機関等への搬送手段の確保
- エ 市、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- オ 被災者の精神保健福祉相談

第16節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

災害により死亡又は死亡していると推定される者については搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施し、人心の安定を図る。

□ 対策の体系



第1 遺体の搜索〔福祉部、消防本部〕

1 搜索活動

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、市が、県・警察・消防機関・自衛隊及び日赤奉仕団等の協力のもとに実施する。

〔災害救助法適用の場合の搜索活動〕

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

(1) 遺体の搜索は、搜索のための役務、機械器具等現物をもって救助を実施する。

(2) 費用、期間等

遺体の搜索に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について（資料14参照）」の範囲内において市が県に請求できるものとする。

2 行方不明者に関する相談窓口の設置

市は、相談窓口を設置し、警察と連携を図りながら行方不明者に関する問い合わせ等に対応するものとする。

(1) 搜索の依頼、届出の受付

ア 行方不明者の詳細情報を聞き取る

住所、氏名、年齢、着衣その他の特徴等

イ 避難所の収容者リスト等の確認

ウ 災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により既に死亡又は死亡していると推定されるものの名簿を作成する。

第2 遺体の処理〔福祉部、消防本部〕

1 遺体の輸送

捜索活動等により発見した遺体は、遺体収容所に輸送する。

2 遺体収容所の設営、遺体の収容等

(1) 遺体収容所（検視所及び安置所）の開設

被害現場付近の適当な場所（公共建物、寺院等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

(2) 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視（見分）及び検案を受けた後処理にあたる。

(3) 遺体の処置

遺体の処理に当たっては、次のことに留意して行う。

ア 警察は、遺体の検視（見分）及び医師の検案、撮影等を行ったのち、身元不明又は引取人のない遺体については、市長に引き渡すものとする。

イ 引き渡しを受けた遺体は、洗浄、消毒等の所定の処置を施し、身元が判明した場合は、親族に引き渡すものとする。

ウ 遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存する。

(4) 身元確認

ア 身元確認には、警察、地元住民の協力を得て行う。

イ 身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。

ウ 縁故者による遺体の引き取りの申し出があった場合には、十分調査のうえ引き渡すものとする。

エ 身元確認のため、収容所に一時保存しておく期間は、おおむね夏期2日、冬期3日程度とする。

オ 多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、他市の医師会及び歯科医師会等の組織との協力体制の強化を図っておく。

(5) 遺体の収容

遺体の収容（安置）、一時保存

ア 延焼火災地により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。

イ 死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を用意する。なお、その他収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておくものとする。

[災害救助法適用の場合の遺体の処理の基準]

(1) 災害により死亡した者について遺体の処理の基準（埋・火葬を除く）

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

(2) 支出できる費用

遺体の処理に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について（資料14参照）」の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第3 遺体の埋・火葬〔市民部、環境経済部〕

1 埋・火葬実施

身元が判明しない遺体又は引取り手のない遺体の埋・火葬は、市が実施し、原則として火葬とする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

ウ 市の火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請する。

(2) 遺体の埋葬

ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院、公園その他適当な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬した遺体は、早期に火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵する。

2 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとする

が、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

[災害救助法適用の場合の遺体の埋・火葬の基準]

- (1) 埋・火葬は原則として当該市が実施する。
- (2) 遺体が他の市町村（法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取るいとまがない場合は、市は知事の行う救助を補助する立場において埋葬又は火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、り災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(2)に準じて実施するものとする。
- (4) 費用・期間等
 - ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬又は火葬を実施するものに支給するものとする。

棺（付属品も含む）、埋葬又は火葬、骨つぼ又は骨箱
 - イ 支出できる費用

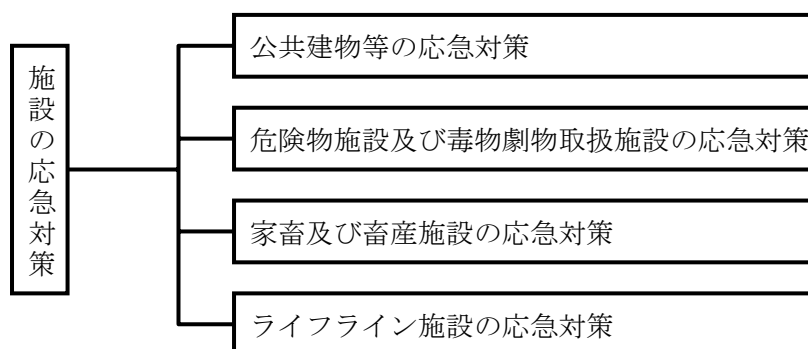
遺体の捜索に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について（資料14参照）」の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第17節 公共施設等の応急対策

応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、上下水道、電力、ガス及び通信等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動においても重要な役割を果たす。

このため、これらの施設については、相互の連携を図り迅速な応急対策を実施する

□ 対策の体系



第1 公共建築物等の応急対策〔建設部〕

1 応急対策指導等

市は、各公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保を図り、自主的な災害活動により被害の軽減を図り、また、震災後における災害復旧が順調に行われるように、以下のような措置を講じるよう指導する。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (6) 被害状況を県担当部局に報告する。

また、公共施設等が被災し、使用不能な場合において、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。

2 応急危険度判定

応急危険度判定とは、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としている判定であり、主として外観目視等によ

って判定される。

市は、市所有又は使用している建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。

なお、当該市内に応急危険度判定士がいない場合には、あらかじめ近隣市町村と協力体制を図り、応急危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。

3 応急措置

市は、応急危険度判定の結果に基づき、県有の被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

二次災害防止のための応急措置を実施するにあたり、人員、資機材が不足する場合は、県労働部に支援要請を行う。

第2 危険物施設及び毒物劇物施設の取扱応急対策〔消防本部〕

危険物並びに毒物及び劇物等の保安施設は、震災時における火災、爆発及び流出等により、従業員はもとより周辺地域住民に対しても、大きな被害を与える恐れがある。したがって、これらの施設については、地震による危険物及び毒物取扱施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

1 危険物施設の応急措置

消防本部は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

(1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

(2) 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

(3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

(4) 災害発生時の応急活動事態の確立

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、

現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

(5) 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

(6) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

2 毒物及び劇物等の取扱施設の応急措置

毒物及び劇物等を取り扱う施設からの事故に対しては、原因物質に応じて、以下の機材を用いて対応する。

市の保有する機材が不足の場合は、協定等に基づき県及び近隣消防機関へ応援を要請する。

また、二次災害の防止には現場において、より正確な判断を求められることから、有識者の助言が得られるように要請する。

第3 家畜及び畜産施設の応急対策〔環境経済部〕

市長は、家畜及び畜舎施設等の被害状況を、川越家畜保健衛生所に当該市の被害状況を報告する。

第4 ライフライン施設〔各関係機関・団体〕

〔東京電力株式会社川越支社〕

東京電力株式会社川越支社が、地震、風水害等の非常災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限にするとともに、被害の早期復旧を図ることを目的とする。

1 平常時の対策について

(1) 設備強化対策

各設備所管箇所は、法令、基準等との規定を遵守することはもとより、既往災害例を参考とした各設備の強化対策に万全を期するものとする。

また、平常時の設備巡視・点検等を通じ電力設備の維持、管理に努めるものとする。

(2) 要員の確保対策

非常災害体制時に要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておく。

(3) 資材等の確保対策

非常災害に備え平常時から復旧用資材工具、消耗品、車両、船艇等の確保又は整備に努めるもの

とする。

(4) 宿泊施設、食料の確保対策等

(5) 広報活動

平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット等により、地域等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努めるものとする。

無断昇柱、無断工事の禁止、電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見の通報等の協力依頼を行う。

(6) 社外機関、他企業との協調

非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止並びに電力設備被害の早期復旧をはかるため、市、官公署、協力企業とも平常時から緊密な連携を保ち、非常災害時における協力体制の強化・充実に努めることとする。

2 非常災害対策活動について

(1) 設備の予防強化

非常災害の発生が予想される場合は、供給支障、電気設備等による人身災害等を未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視・点検を行うとともに、仕掛け工事や作業中の電力設備等に対し、応急安全措置を講ずるものとする。

(2) 要員の確保（平時対策と同様の対応）

(3) 資材等の調達、輸送

非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は平常時の確保対策に基づき資材等を調達、確保し、災害地への輸送に努める。

(4) 宿泊施設、食料の確保等

(5) 情報活動及び通信手段

災害時の気象情報等については、熊谷地方気象台、入間市、報道機関の情報等に留意し、これらを各組織相互に緊密に連絡する。情報伝達は有線もしくは携帯電話の利用をはかるが、通常の通信設備が通信不通となった場合は、無線機等を活用する。

上記に示すいっさいの通信連絡が不要となった場合に各機関ごとの連絡方法として、連絡員派遣等についてもあらかじめ考慮しておく。

(6) 復旧活動

①被害状況の収集

全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方途をもって被害

状況の早期把握に努めることとし、予め計画された巡視計画に基づき巡視を行い、被害状況の把握を行う。

②被害の復旧対策

各設備所管箇所は、すみやかに被害状況を掌握し、次に掲げる事項を明らかにした早期復旧計画を立てる。

(7) 復旧順位

各施設の復旧順位は原則として災害状況、各設備の被害状況、復旧の難易などを勘案し、供給上復旧効果の最も大きなものより迅速に行う。また、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給等も考慮に入れ復旧活動を行う。

3 ガス施設応急対策

〔入間ガス株式会社・大東ガス株式会社〕

ガス製造施設は、地震による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危険防止を図るため、関係機関は相互に協力し、施設の被害を軽減するための対策を確立するものとする。

ガス施設の被災による二次災害の防止、並びに速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持する。

(1) 応急対策

応急災害対策本部は、大地震後は直ちに二次災害防止のため各班を通じて以下の措置をとる。

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業などからの被災状況等の収集
- イ 製造所の製造量及び送出量の調整・停止
- ウ 供給所の受入量及び送出量の調整・停止
- エ 製造所・供給所・製圧所及びバルブ放散口の上空放散
- オ ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的遮断
- カ 被災状況及び措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報
- キ その他状況に応じた適切な措置

なお、地震発生時の情報収集、指令及び操作、指示等はすべて入間ガス・大東ガスの災害対策本部により実施する。

(2) 復旧対策

- ア 災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ施設の復旧に当たる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整修理する。
- ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- エ 復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
- オ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

各製造所においては架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対して、必要な程度の復旧用鋼材、配管材料及び電力ケーブルなどを貯蔵品として常に備蓄している。また、ブローワー、ポンプ及び電動機器なども予備品があり、復旧初期の資機材は確保されている。

イ 導管材料需要

人間ガス㈱、大東ガス㈱、メーカー及び各工事会社等で日常相当数の各種導管材料を貯蔵しているため、緊急時の初期復旧対策用としては十分対応できる。

ウ 車両、工作機械、計器類

各事業所で保有するものに加え、非常時には、工事会社及び県内外都市ガス事業者から動員することが可能であり対応できる。

エ その他

緊急機器材、工具、簡易燃料等緊急復旧に要するものについて、備蓄しており、今後とも拡充に努める。

4 上水道施設応急対策

配水量の80%以上を県水に依存している本市では、県営水道の施設が被害を受けた場合は、応急給水の確保や応急復旧作業に多大な影響を受けるものと思われる。このため応急復旧は最初に取水・浄水施設の早期復旧により浄水機能を確保し、次に送水管、配水場、配水管幹線、配水管支管、給水装置の順に作業を行う。

応急復旧作業は応急給水作業に合わせて着手し、2週間以内での応急復旧とその後における各戸1給水栓の確保を目標とする。

なお、復旧活動等については、あらかじめマニュアルを策定しておく。

(1) 主要業務計画

発災直後	初動体制	(1) 二次災害の防止 (2) 浄水・配水場被害調査 (3) 県水受水状況確認 (4) 配水池量確保
3日以内	第1段階応急復旧	(1) 被害状況の把握 (2) 被害地域の特定（大ブロック） (3) 復旧計画の策定（優先復旧対象施設の把握） (4) 浄水・配水場機能の復旧 (5) 送水管の試験通水 (6) 送水管の応急復旧
1週間以内	第2段階応急復旧	(1) 配水管幹線の試験通水（優先性の高いルートから） (2) 被害地域・地区の分離（小ブロック） (3) 配水管幹線の応急復旧（優先性の高いルートから） (4) 配水管支管の試験通水 // (5) 配水管支管の応急復旧 // (6) 仮設配管による応急復旧 // (7) 仮設給水所の設置
2週間以内	第3段階応急復旧	(1) 配水管支管の試験通水 (2) 配水管支管の応急復旧 (3) 仮設配管による応急復旧 (4) 仮設給水所の増設
2週間以降	第4段階応急復旧	(1) 各戸1給水栓の確保

(2) 復旧の範囲

県水への依存度の高い当市では、県営水道の施設の被害及び復旧状況を総合的に考慮し、早急に浄・配水施設の機能の復旧を図り、管路被害調査に基づき応急復旧計画を策定する。

ア 鍵山浄水場

浄水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧に及ぼす影響が大きいため、迅速に浄水機能の復旧を図る。

イ 配水場

流入管及び送・配水管に被害を受けた場合は、配水池の仕切弁を閉め、応急給水に必要な水量を確保する。配水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧に及ぼす影響が大きいため、迅速に機能復旧を図る。

ウ 送水管

鍵山浄水場から東金子配水場までの送水管は、その復旧を最優先する。

エ 配水管

配水管路は、配水場を起点とする配水管幹線、配水管支管の順で復旧を図る。復旧計画は優先復旧対象施設のあるルートを考慮し策定する。

オ 優先復旧対象施設

復旧にあたっては、次の関係機関を優先して進めていく。

(ア) 病院等、人命に係わる医療施設

(イ) 指定避難場所

(ウ) 災害対策の中核となる官公署、放送施設等

(3) 復旧用資機材等の手配

復旧用資機材の不足に備え、事前に関係業者と協定等を結んでおき、速やかに支援及び手配が要請できるよう体制を整えておく。

(4) 応援要請

大規模な災害に対しての応急対策は、市単独ではその実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関に速やかに応援要請を行う。

(5) 広報体制

災害後の広報については、市民に対して、減・断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努める。

【入間市水道部防災計画による】

5 下水道施設応急対策

(1) 施設の応急対策

地震により下水道施設が被害を受けた場合、速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。また、必要に応じて、緊急措置を講ずる。

ア 下水道施設の緊急点検を実施し被害状況を把握する。緊急点検において、路面の陥没等の2次災害が発生するおそれがある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。

イ 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。

ウ 工事施工中の箇所においては、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせるものとする。

エ 非常災害時に備えて応急資材と応急機材を以下の箇所に備蓄するものとする。

オ 下水道施設の応急復旧等のため、維持管理委託業者、施設保守業者の人員、資機材の確保に努める。

(2) 応急復旧の支援

緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ市町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールを定めておき、被災市町村に対し連絡調整等の必要な措置を講じる。

県外からの支援については、必要に応じ隣接都県等の支援を受け入れる。

被災市町村は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

被害を受けなかった市町村は、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

(3) 災害時の広報

防災関係機関と連携を図り、下水道施設の状況、復旧の状況等を市民に広報する。

ア 破損箇所

イ 被害状況

ウ 排水禁止区域

エ 排水できない場合の措置

オ 復旧作業の状況

カ 復旧見込

キ その他

6 電気通信設備の災害対策

〔東日本電信電話株式会社埼玉支店、株式会社NTT東日本一埼玉 埼玉西営業支店〕

震災時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における緊急通信確保のため、応急復旧対策を迅速に進める。また、被災設備の速やかな復旧に向け、必要な復旧体制の整備と復旧作業を迅速、円滑に行うため復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保を図る。

(1) 応急対策

ア 震災による被害の発生を想定し、以下の各項の準備を行う。

(ア) 災害対策本部の設置場所の通信施設確認

(イ) 電源の確保

(ウ) 緊急通信の確保

移動無線機、衛星車載局等の発動

応急対策用車両、工具の点検

(エ) 建物、通信設備等被害状況の把握

イ 震災が発生した場合は、災害対策本部を設置し情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り速やかに応急対策、復旧対策ができる体制をとる。

ウ 震災が発生した場合には、市及び指定行政機関等と密に連絡ができる体制をとる。

エ 電気通信設備に被害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

(ア) 臨時回線の作成

政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して臨時回線を作成する。

(イ) 最小限の通信の確保

震災により通信が途絶するような最悪の場合でも支店等からの電報電話については最小限の通信ができるように措置する。

(ウ) 臨時電報電話受付所の開設

災害対策本部、市指定避難場所及び救護所等に臨時電報電話受付所を設置し、電報電話が利用できるようにする。

(エ) 特設公衆電話を設置する。

- a 孤立化する地域をなくすため、被災地の主要場所に特設公衆電話を設置する。
- b 市指定の避難場所に特設公衆電話を設置する。

(オ) 回線の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

(カ) 通信の利用制限

震災等により通信が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制措置を行い利用を制限する。

(キ) 非常電報、非常電話の優先

災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく非常電報、非常電話として、他の通信に優先して取り扱う。

(2) 復旧対策

震災時における復旧対策、日常の準備体制と災害時の措置は以下のとおりである。

ア 主要道路及び河川の事前調査

過去における災害時の道路、河川の破損又は氾濫状況等を事前調査し、災害発生時に通

行不能の場合はいかなる対策をとるか明らかにしておく。

イ 応急復旧工事に必要な資材、装備等の点検

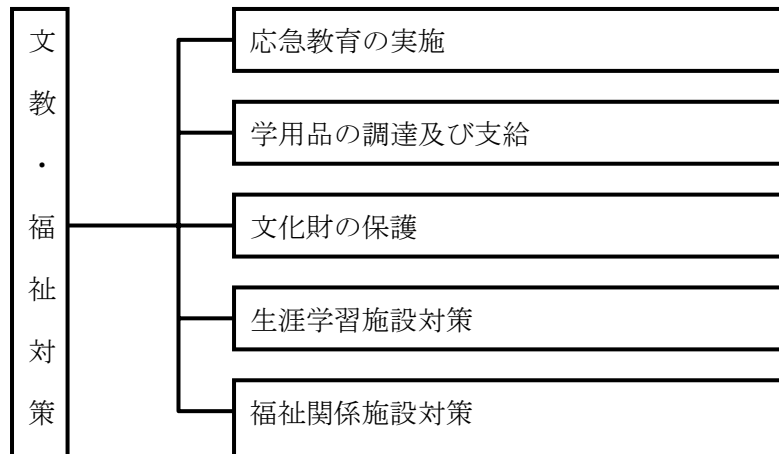
ウ 災害により被災した通信回線は復旧順位にしたがって実施する。

エ 災害復旧のための要員計画

第18節 文教・福祉対策

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命の安全と教育活動の確保に万全を期するため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じて、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。

□ 対策の体系



第1 応急教育の実施〔教育委員会〕

1 事前準備

市は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進するものとする。また、私立学校に対しても同様に指導及び支援していくものとする。

〔校長〕

(1) 校長（以下「園長」を含む。）は、学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てておくものとする。

(2) 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。

ア 市の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知をする。

イ 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前措置、事後措置及び保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。

ウ 教育委員会、消防署、警察署及び保護者への連絡網及び協力体制を確立すること。

エ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させてお

くこと。

2 災害時の対応

市は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。

〔校長〕

- (1) 校長は状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 校長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告しなければならない。
- (3) 校長は状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- (4) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の態勢を確立する。
- (5) 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。
- (6) 応急教育計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

3 災害復旧時の対応

市は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。

〔校長〕

- (1) 校長は教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。
- (2) 被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。
- (3) 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。
- (4) 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。
- (5) 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(4)に準じた指導を行うように努める。
- (6) 避難場所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- (7) 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

4 私立学校の計画

市は、私立学校にあっては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう指導する。また、私立幼稚園については保育所の措置に順ずる。

『資料 1 8 学校教育施設一覧』参照

第 2 学用品の調達及び支給〔教育委員会〕

1 基本事項

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校・ろう学校・養護学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童・生徒を含む。）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）文房具及び通学用品を支給する。

2 給与の実施

- (1) 学用品の給与は、市長が行うが、教科書については、県が市町村教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき教科書提供所から一括調達し、その配給の方途を講ずるものとする。

なお、教科書、教材が地域、学校によって異なる場合は、当該市長が学校長及び当該教育委員会又は私立学校長の協力を得て、調達から配分まで行うこともある。

- (2) 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、市が被害の実情に応じ現物をもって行う。

第 3 文化財の保護〔教育委員会〕

1 文化財の現況

『資料 1 9 指定文化財一覧』参照

2 文化財の応急措置

市教育委員会は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講ずる。

- (1) 国、県指定文化財は、埼玉県教育委員会に報告し指示を受け、市が管理者になっているものについては本市が、また、それ以外の所有者又は管理者が、それぞれ指示に従い応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐものとする。
- (2) 上記のことを進めるに当たっては被害の状況に応じ、覆い屋根の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。

- (3) 市指定文化財にあたっては、所有者又は管理者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- (4) 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

第4 生涯学習施設対策〔教育委員会〕

生涯学習施設等の開館時に地震が発生した場合は、次の措置を講ずる。

1 公民館・図書館・博物館等の措置

- (1) 地震発生直後、火災防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全確保を図る。
- (2) 利用者の被災状況、施設の被害状況等について教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。

『資料20 生涯学習施設一覧』参照

第5 福祉関係施設対策〔福祉部〕

1 保育所の措置

市立保育所長（私立保育園長も含む。）は、地震災害時における園児の生命及び身体の安全確保を図るため、保育所における必要な応急措置を講ずる。

(1) 地震災害時の対応

ア 所長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

イ 所長は、園児・職員及び施設等の被害状況を把握するとともに、児童福祉班に連絡し、職員を指揮し、応急対策を実施して保育所の管理等万全な措置を講ずる。

(2) 応急保育の体制

ア 所長は、園児のり災状況を調査する。

イ 児童福祉班は、情報及び指令の伝達について万全な措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。

ウ 所長は、応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児を保育所において保育する。

エ 保育所を救護所等に提供したため、長期間保育所として使用できないときは、児童福祉班と協議して早急に保育ができるよう措置する。

オ 所長は、災害の推移を把握し、児童福祉班と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

『資料21 保育所一覧』参照

2 学童保育室の措置

- (1) 地震発生直後、火災の防止、児童の避難誘導等の安全を確保するための必要な措置を講ずる。
- (2) 児童の被害状況等を確認し、速やかに児童福祉班に報告し、必要な指示を受ける。
- (3) あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者同伴で帰宅させる。また、その措置内容を児童福祉班に報告する。
- (4) 児童福祉班は、災害の状況により臨時休室等の適切な措置を講ずる。

『資料22 学童保育室一覧』参照

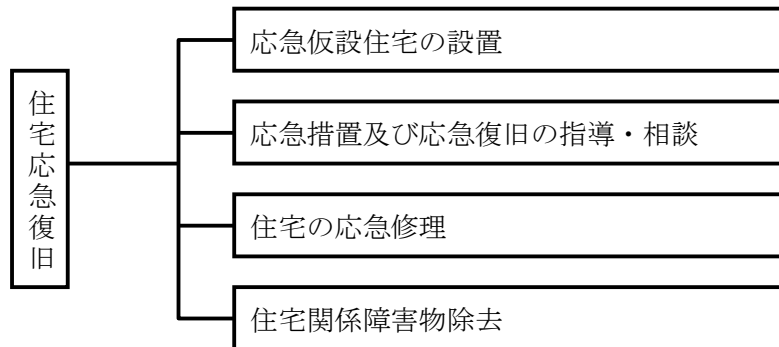
3 老人福祉センターの措置

- (1) 地震発生直後、火災防止、利用者の避難誘導に努め、利用者の安全確保を図る。
- (2) 利用者の被災状況、施設の被害状況等について高齢者福祉班に報告し、必要な指示を受ける。

第19節 住宅応急復旧

地震により住宅が滅失又は住宅に損傷を受けた被災者に対し、応急危険度判定、応急措置及び復旧等の支援を行うとともに、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、仮設住宅の提供を行い、地震後の被災者の生活又は生活復旧の支援を行う。

□ 対策の体系



第1 応急仮設住宅の設置〔建設部〕

県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置するものとする。

市は設置場所、入居者の選定、管理等を行い、県に協力する。

1 設置戸数の決定

埼玉県知事とする。なお、知事から委任された場合は市長とする。

2 設置場所の選定

応急仮設住宅の設置場所は、次の基準とする。

- (1) 原則として、国、県又は市の公有地とする。
- (2) やむをえず、私有地に建築する場合には、所有者と市との間で賃貸借契約を結ぶものとする。
- (3) 飲料水が得やすく、保健衛生上問題のない場所とする。
- (4) 基本的なインフラが整備されている場所から順次設置を行うよう県に要望する。

3 入居者の選定

市は被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者を決定する。

- (1) 住居が全焼、全壊又は流出した被災者
- (2) 居住する住宅がない被災者
- (3) 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

- ア 生活保護の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない失業者
- ウ 特定資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等
- エ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
- オ 前号に準ずる経済的弱者

4 仮設住宅の維持管理

県から管理の委託があった場合、市営住宅に準じて維持管理する。

5 災害時要援護者への配慮

応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の災害時要援護者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、災害時要援護者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

6 災害救助法が適用になった場合の費用等

応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について（資料14参照）」の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第2 応急措置及び応急復旧の指導・相談〔建設部〕

市は、建築物の応急危険度判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊の恐れのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第3 住宅の応急修理〔建設部〕

1 修理戸数の決定

市は、被害状況、応急危険度判定結果等より修理戸数を決定する。

2 修理対象者の基準

市は、災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理ができない者を修理対象者として選定し、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理を行う。また、市はその結果を県へ報告する。

3 資材調達

市は、資材の不足の場合は県に要請し、調達の協力を求めるものとする。

4 1戸あたりの修理費基準

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について（資料14参照）」の範囲内において市が県に請求できるものとする。

第4 住宅関係障害物除去〔建設部〕

住宅関連障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の破壊後のがれき等とは異なる。

1 住宅関係障害物除去作業

(1) 活動方針

- ア 障害物の除去は、市長が行うものとする。
- イ 第一次的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。
- ウ 労力又は機械力が不足する場合は県に要請し、隣接市町村からの派遣を求めるものとする。
- エ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界等に対し資機材、労力等の提供を求める。
- オ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

(2) 対象

住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

- ア 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- イ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

(3) 対象者の選定基準と除去戸数

障害物除去対象者の選定は市で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。（選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。）

(4) 1戸あたりの修理費基準

住宅などに対する障害物の除去費用は「災害救助による救助、方法及び期間並びに実費弁償について（資料14参照）」の範囲内において市が県に請求できるものとする。

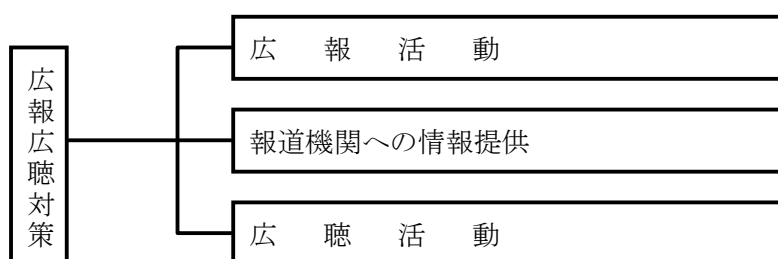
(5) 実施期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市長はその結果を県へ報告する。

第20節 広報広聴対策

地震発生時においては、被災地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の様々な相談に適切に対応する。

□ 対策の体系



第1 広報活動〔企画部・市民部・各部〕

1 広報活動の方針

地震災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、市民に周知するよう努める。

(1) 広報の連絡系統

広報の連絡系統は、第3章第3節第3「被害情報等の伝達系統」による。

(2) 災害広報の方法

地震災害に関する情報及び災害対策状況のうち市民に必要な広報手段は、防災行政無線（固定系）、FMラジオ放送、本市の広報車等を利用して実施する。

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、その時点で活用できる様々な広報手段を効果的に用いて、市民等（避難者、避難所外の被災者・市外避難者等）に適宜、的確に周知するよう努める。

2 初動期の広報

地震直後の広報は、市からの直接的な広報が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できるかぎり迅速に広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

(1) 初動期の広報の内容

地震発生直後の広報としては、次に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施

するものとし、文案をあらかじめ考えておくものとする。

- ア 市災害対策本部の震災対策状況
- イ 住民に対する避難勧告、指示等に関する事項
- ウ 災害救助活動状況
- エ 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- オ 埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策情報
- カ 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- キ 電話の通話状況
- ク 支援情報（避難所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- ケ 電気、ガス、水道等の状況
- コ 流言、飛語の防止に関する情報

(2) 初動期の広報手段

初動期の広報は、次の手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- ア 防災行政無線による広報
- イ 広報車による広報
- ウ 放送媒体による広報
 - (ア) 入間ケーブルテレビ(株)
 - (イ) (株)エフエム茶笛
- オ 臨時印刷物の掲示等による広報
- カ その他の広報手段
 - ハンドマイク、口頭による広報

3 生活再開時の広報

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で推移する情報と各種の広報手段を組み合わせ、それぞれの対象者に広報を実施する。

(1) 生活再開時期の広報の内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

- ア 第1期（3日～1週間程度）
 - 災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策を避難所を中心に広報する。
 - (ア) 電気、ガス、水道等の復旧状況

- (イ) 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報
- (ウ) 公共交通機関の復旧情報
- (エ) 生活の基礎情報（商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報）
- (オ) 安否情報
- (オ) 相談窓口開設の情報

イ 第2期（2～3週間程度）

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対して通常の行政サービスに関する情報を広報する。

ウ 第3期（4週間目以後）

避難所での避難生活が仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。

- (ア) 災害関連の行政施策情報
- (イ) 通常の行政サービス情報

(2) 生活再開時期の広報の手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙や臨時印刷物、FMラジオ放送等による広報を中心に、避難状況別に様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。

広報紙等は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段である。特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として、非常に有効であることから、迅速に地震災害時の広報紙等を発行する。

ア 避難所の市民への広報

- (ア) 広報紙の配布
- (イ) 防災行政無線による広報
- (ウ) 広報車による広報
- (エ) 放送媒体による広報
 - a 入間ケーブルテレビ(株)
 - b (株)エフエム茶臼
- (オ) 掲示板への掲出（広報紙、伝達情報等）

イ 避難所外の市民への広報

- (ア) 支所等の公共施設で広報紙等の配布及び伝達情報等の掲出

(イ) 防災行政無線による広報

(ウ) 放送媒体による広報

a 入間ケーブルテレビ(株)

b エフエム茶臼(株)

ウ 市外避難者への広報

(ア) 当初はファックスサービス、インターネット、報道機関への情報提供による広報

(イ) その後、広報紙の市外郵送サービスをできるかぎり迅速に実施する。

4 災害時要援護者等を考慮した広報の実施

聴覚・視覚障害者や外国人などのように災害情報を的確に入手することが困難な災害時要援護者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して、広報に努める。

(1) 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙）やテレビでの文字放送、手話放送、テロップ等による広報に努める。

視覚障害者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能なかぎり点字での広報に努める。

また、各種障害者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

(2) 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、入間市国際交流協会等と連携し、広報内容の多言語化を図りつつ広報する。

また、情報提供窓口を設置しながら、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くように努める。

『資料 2 3 広報車一覧』参照

第 2 報道機関への情報提供〔企画部〕

被災地の市民が適切な判断により行動がとれるようにテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報を迅速かつ的確に広報する。

1 災害情報の提供

広報班は、報道機関に対し災害情報を提供する。

(1) 災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。なお、個人情報の公開については、十分配慮のうえ実施するものとする。

ア 地域の被害状況等に関する情報

イ 本市における避難に関すること。

(ア) 避難の勧告に関すること。

(イ) 避難施設に関すること。

ウ 地域の応急対策活動状況に関する情報

(ア) 救護所の開設に関すること。

(イ) 交通機関及び道路の復旧に関すること。

(ウ) 電気、水道等の復旧に関すること。

エ その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）

(ア) 給水及び給食に関すること。

(イ) 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。

(エ) 防疫に関すること。

(オ) 各種相談窓口の開設に関すること。

(2) 報道機関への発表

広報班は、報道機関等に対し一定期間ごとに災害情報を発表する。また、その際に提供した資料を保管し、他の機関からの問い合わせに対応する。

2 災害警報等の放送要請

NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブへの災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請は、広報班が埼玉県を通じて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市が直接行う。

第3 広聴活動〔企画部、市民部、各部〕

地震災害後の市民意識や要望を把握し、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、各部と相互に連携して市庁舎等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。

1 相談窓口の設置

市は、被災市民からの要望、相談等に対し、速やかに関係各部及び関係機関に連絡して早期解決に努めるため関係各部と協力して、次のような各種相談窓口を設置する。また、ボランティアの協力を得て外国語専用窓口や手話専用窓口の設置も実施する。

- (1) 市役所、支所等での相談窓口の設置
- (2) 各避難所の巡回相談
- (3) 電話相談窓口の設置
- (4) 他機関（国、県、防災関係機関等）と共同窓口の設置

2 相談の内容

相談の内容は次のとおりとする。

(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。

- ア 災証明書の発行
- イ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付等
- ウ 倒壊家屋の処理
- エ 住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、公営住宅の斡旋

(2) 事業再建相談

事業再建のため、市、県、及び国による支援事業についての相談及び斡旋を行う。また、県、国による支援事業については、関係機関との共同相談窓口を設ける。

- ア 中小企業関係融資
- イ 農業関係融資
- ウ その他融資制度

(3) 個別専門相談（法律、医療）

ア 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て、相談を行う。

イ 医療相談

心身の健康に係わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て、相談を実施する。特に、震災による悲しみや恐怖、不安、ストレスなど心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のカウンセラーによる電話相談、面談を行う。

(4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

(5) 消費生活相談

地震発生直後から、災害発生に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生すると考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導に当たっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、本市の広報紙や報道機関等の広報により、悪質商法への注意を啓発する。

(6) 安否情報

安否情報は、同居の家族や市民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供、広報を行う。

また、NTTでは、災害用伝言ダイヤル（171）により住民に安否情報等の提供を行う。

第21節 帰宅困難者対策

平成19年度埼玉県地震被害想定調査では、帰宅困難者は、埼玉県民が県内や都内などに通勤・通学や私用などで外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻って来られなくなる人と定義した。（中央防災会議では、埼玉県内に外出している人が地震の発生により自宅に戻って来られなくなる人を埼玉県の帰宅困難者と定義しているため、本調査とは定義が異なっている。）入間市では、東京湾北部地震と立川断層帯による地震による帰宅困難者は、夏の12時で25,694人にのぼり、帰宅困難者が大量に発生することが想定されている。

第1 帰宅困難者（市外にいて市内への帰宅が困難な人）対策〔市民部〕

1 「NTT災害伝言ダイヤル」の周知

NTTでは、被災地への安否確認等の電話の殺到に対処するため「NTT災害用伝言ダイヤル」を整備している。家族同士の連絡を取り合うためのシステムとして既に実災害でも実績がある。この伝言ダイヤルを災害時に有効に活用できるよう、市民に周知する。

2 都県における帰宅困難者対策の周知

入間市は都内から自宅への帰宅が困難な状況が予測され、帰宅が困難な者への対策を東京都は積極的に講じている。なかでもガソリンスタンドやコンビニエンスストア等、徒歩帰宅者への沿道支援について、市民に周知する。また、被害の状況により職場等に留まり、むやみに帰宅しないことも市民に周知する。

第2 帰宅困難者（市内にいて市外への帰宅が困難な人）対策〔市民部〕

1 「NTT災害伝言ダイヤル」の周知

NTTでは、被災地への安否確認等の電話の殺到に対処するため「NTT災害用伝言ダイヤル」を整備している。家族同士の連絡を取り合うためのシステムとして既に実災害でも実績がある。この伝言ダイヤルを災害時に有効に活用できるよう、市内事業所等に周知する。

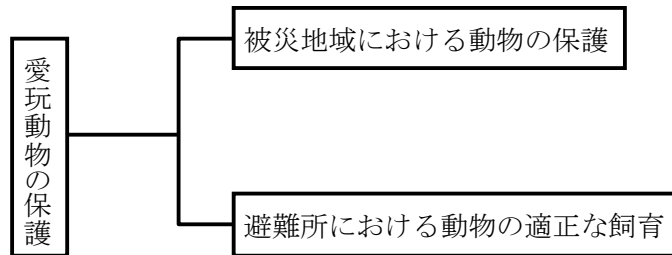
2 駅等に滞留する帰宅困難者の把握と対策

鉄道の不通により、入間市駅、武蔵藤沢駅、仏子駅、元加治駅、金子駅において、帰宅が困難になった乗客に対し、西武鉄道及びJR東日本と協力して対策にあたる。

第22節 愛玩動物の保護対策

大規模な災害に伴い、飼い主の分からない動物、負傷した動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが推測される。

市は、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健所等関係機関や獣医師会等関係団体と協力体制の確立に努める。



第1 愛玩動物の保護〔環境経済部〕

1 被災地域における動物の保護

飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対策が求められることから、保健所等関係機関や獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

2 避難所における動物の適正な飼育

(1) 適正な飼育

市は、保健所等関係機関や獣医師会等関係団体と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育場所などを設置して適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(ア) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握、資材の提供及び獣医師の派遣等の要請

(イ) 避難所の飼育場所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整

(ウ) 他市、他機関への連絡調整及び要請

(エ) 飼育困難な動物については、専門家の助言を得て一時的に専門機関での飼育を依頼